

平成27年第4回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成27年9月17日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月17日午前9時00分宣告（第2日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事（政策推進課長） 理 事（総務防災課長） 理 事（都市建設課長） 理 事（教育委員会総務課長） 理 事（上下水道課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 政 策 推 進 課 参 事 総 務 防 災 課 参 事 住 民 生 活 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 観 光 産 業 課 主 幹 観 光 産 業 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 経 堂 裕 士 植 田 充 彦 西 本 勉 島 野 千 洋 西 脇 洋 貴 上 田 武 司 辰 巳 育 弘 塚 本 敏 孝 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 橋 本 雅 至 北 樋 口 政 弘 松 村 嘉 容 山 崎 孔 史 川 西 貴 通 中 村 九 啓 南 佳 子 今 田 良 弘 乾 宏 美 松 本 光 弘 寺 口 浩 代 酒 井 智 志 浦 井 久 嘉 竹 吉 一 人 乾 充 喜

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 任	上 田 昌 弘 田 中 裕 美 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 27 年 第 4 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

平成 27 年 9 月 17 日 (木)
午 前 9 時 開 議

日程第 1 一 般 質 問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	2番	城内 敏之	1 宅地造成地からの土砂の流出 2 病児、病後児保育 3 町バスの利用について
2	4番	森田 勝	1 花いっぱい運動の推進を 2 スポーツ庁設置に伴う町のスポーツ振興策は 3 農業用水・水利管理は
3	7番	山口 昌亮	1 大幅負担増の所得階層の介護保険料引き下げを 2 遠距離通学児童・生徒への補助制度の拡充を
4	9番	高幣 幸生	1 平群の駅前に出張所を作りませんか 2 町内の防犯カメラ設置状況について
5	10番	窪 和子	1 防犯カメラの設置で犯罪抑止対策を 2 学校トイレの改修について 3 I C Tを活用したテレワークの導入を 4 証明書コンビニ交付サービスの導入を 5 空き地に繁茂した雑草・立木等への環境改善について
6	6番	植田いずみ	1 障害者の居場所づくりの拡充について 2 高校入学支度金制度の復活を 3 胃がんリスク検診の導入を

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおり一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。城内君。

○2 番

おはようございます。議長の許可を得ましたので、議席番号2番、城内敏之、一般質問を開始させていただきます。

まず、宅地造成地からの土砂の流出ということです。そういう指摘を電話で教えてもらいまして、現場を見に行ったら非常に問題のある状態でしたので、いろいろ調べさせてもらいました。

場所は、橿原509の1、上のほうになるんですけども、現場は川のそばです。わかりやすいのは、コメリからおりてきたところに橋がありますね。音の花温泉。その手前の大きな橋があるんですけども、そこから見えるところに、かなり高い位置に泥が積み上げられておりまして、そこから雨でどんどん流れたと。それで、私が行ったとき、ちょうど8月末の雨がいろいろ続いたときでしたんで、泥が5センチぐらい道路にたまってましてね、ほんでずっと走ってきた人も慌ててブレーキ踏んでスピード緩めてそこを通過していくという状態でした。その泥が全部雨と一緒に川に落ちているということで、川も汚していますし、大変な状態でした。

それで、それでいろいろ人家とか調べたんですけども、普通は造成地の場合調整池というのがあって、を設置して、そこで泥を、そこへ流れ込まして、それで泥をそこで沈殿させてね、上のほうの水だけを流すと。泥はしゅんせつするというのが普通のことだと思ひまして、いろいろ調べました。いろいろ調べていると、調整池としては、私が知っているようなこと、言うてることのような

あれはあったんですけども、途中で指導が出ておりまして、それではかなり私
が考えているよりも規制が緩くなっていました。それで、私としては、やっぱ
ろどれだけの泥の量を置くんだということで、それに比例した調整池の広さと
か深さとかなど限定があるもんだと思っていたんですけど、その辺がちょっと
曖昧になっています。

それでいろいろ調べたら、とにかく調整池も言われて掘ったようなやつを2、
3日したら掘ってくれてたのが、8月31日にその話をして、業者にそれが伝
えられて、9月2日にはショベルカーで掘っているのを見ました。それもただ
私のはかった感じでは、10メートルほどの幅、長さ、それで奥行きが3メー
トル余り、深さ2メートル、平均としてショベルカーで掘った型そのままです
からね、深さいろいろありますけども、平均して2メートルあるかないか。そ
れで、橋から見える高さの泥が流出するのを防げるのかなという、非常に疑問
を感じました。

そういうこともありまして、最終的に質問を出させてもらいました。

質問の内容は、1、認可して以来の経緯と現状を教えてくださいと。それか
ら、その普通、高い擁壁のところ、高い崖を崩すとかそういうときは、下に
擁壁が要るわけですね。何年か前に上のほうで低いところへ泥を落として、何
か町と訴訟があったと聞きますが、そのときも後は擁壁をちゃんと建てている
んですね。それが無い。それ必要ないのかということが2つ目の質問。

それから、調整池が泥水だめみたいな状態で、規制は本当はないのかなとい
うこと。もともとあったのがどの程度埋められたのかなということ。それから、
普通、工事現場から、そういう造成現場から出るときは、長さ10メートルぐ
らい、幅、深さ30センチぐらいのプールをつくるんですね。そこで車が通る
と泥が落ちると。そこから公道まで舗装するか鉄板を敷いて、新たな泥をつけ
ないようにして公道に導いているのが普通なんですけど、そういうのが全然あり
ません。

だから、車が出たら白いタイヤの形が全部残っていく状態です。それはそれ
でええのかなということ。4つ目の質問です。

それから、平群町での立場。いろいろあれですけども、素人考えでも県庁が、
県が我々の間では、卑近な例では郡山土木事務所だと思っんですけども、そこ
と業者との板挟みで非常にやりにくいんじゃないなということで、どういう立
場ですか、教えてくださいということが5つ目の質問。

それから、許可のいろいろ経過を教えてくださいたら、最近、県庁が出した条
件がちょっと物すごい意地悪な条件やなと思っんですけども、生駒市に軽井沢
町というところがありまして、住宅地なんですけど、そこで造成しているの、

ちゃんとせんととめるぞというようなことが、条件として出されたらしいんです。これを見て私は思わず笑いましたんですけども、平群町のことは平群町で処理しようやと。ただその許可を一時停止して、こっちの安全が図れるような状態にしてからやるべきじゃないかということ。そういうことができないのかと。

以上、6つの質問としてお願いしたいと思います。

それから、次に、これも私、孫が10人ほどおりますけども、そういう状態を知らなかったんですけども、病児、病気の子どもですね。それから病後児、病気が終わった子ども、病児・病後児保育というのがあるということを知りまして、いろいろ調べましたら、奈良県はかなりおくらせているんじゃないかという感じです。私がインターネットで調べたら、インターネットに出ているのは、奈良県は5つほどでしたね。兵庫県にしても滋賀県にしても、京都府にしても大阪府にしても、皆それぞれの数があるんですけども、和歌山県と奈良県、断トツに低かったということで、ちょっとがっかりしました。それで、実態の説明を言っていただきたいということ。すぐ我々、今何を言われても予算のことが頭にきますんでね、あんまりまだ今そういうことができる状態ではないと思いますが、いずれ必要だと思いますので、どんなふうにお考えですかということをお教えください。

それから、先ほど言いましたけども、県内での実例。私、インターネットだけで調べただけですので、実例、どういうあれか。それで稼働率、稼働率と言うてええのか、それが今はまだ費用対効果というのが少ないと思うんですけども、実施したらどれくらいの人を使うやろうなということをお教えしてもらいたいということ。

それから、これはお医者さんが一緒にひっついてないかんし、だから町内の各医院考えてみたらちょっと無理ですね。それで、やっぱりどこか、三室病院をどこかいつもの7町で検討するとか、そういうことを考えておられるのか、そういうことが計画があるのか、教えていただきたいということ。

それから最後に、これは長寿会からの要望もありましてお聞きしたいんですが、バス、非常に我々ありがたいんですけども、長寿会に関しては割り当てがありまして、15、年間長寿会で15しか使えないと。自治会では出てないんで、クラブの数が日本一やいうてよう言われておりますけども、38、今40だったかな、ぐらいあるんです。それで、15ですから早い者勝ちになってしまいます。これを何とかふやしてもらえないかということ。

ただ、私らもいろいろ利用させてもらったら、町の職員に運転してもらっているときと、お願いしてよそから来てもらって運転してもらっている委託運転

手の場合があります。これが、使用回数が相当ふえていると思う。特に我々も順番とるのによく突き当たるんですけども、ここ2年ほど急激に町バスの利用がふえたんじゃないかなと思います。

そういう中でずっと、逆に言うたら15回というのが余計しんどなったと言われるかもしれませんが、その委託回数がふえていって、費用がかなりかかっているんじゃないかなと心配しております。それで、どういう状況か、委託運転の場合の回数などを教えてもらえたらと思えます。

それから、それだけふえてきたら、専任者を置けないのかということ。それどういってお考えかということ。

それから、走行距離によってガソリン代とかそういうので、使うほうも全くただで行くんじゃなしに、何ぼか今の町の情勢考えたら、ガソリン代で距離とあれとで費用を何ぼか持つ考えなんかどうかなと、そういう点を教えていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1点目の御質問にお答えします。

平群町槻原地区内の住宅地開発についての御質問でございます。

議員御指摘の区域につきましては、平成17年9月に開発許可書を発行されており、開発面積が1万8,970平米であり、目的は住宅開発であります。

許可後でございますが、工事着手せず今現在まで放置しているという状況でありまして、毎年県と町とで防災パトロールを実施をし、土砂災害等による安全対策については、業者指導してきた経緯があります。

ことしの4月ごろより当該開発地に大型車両による土砂の運搬が頻繁にあり、事業者にお問い合わせしたところ、生駒市での住宅開発に伴う残土の一時的な土砂の仮置きということで報告を受けております。

その後につきましては、再三にわたって現地調査を含め、奈良県とともに安全対策や国道168号線への土砂を流出しないように業者指導を行っているところでございます。

2点目、崖下の擁壁について。

本来の開発に伴う工事であれば、宅地造成規制法の技術基準案の適用を受ける土どめを目的とする構造物が必要となります。今回の工事につきましては、一時的な土砂の仮置きとの内容で行為がなされております。ただし、当該地につきましては、宅地造成規制区域内での行為であるため、法に基づく基準によ

る勾配でののり面保護をするように、県において指導をしていただいているというところがございます。

続きまして3点目、調整池について。

開発に伴う工事施工に当たりましては、大和川流域調整池技術基準（案）に基づく洪水調整池が必要となっております。

現在、防災対策として、国道168号線付近に1カ所の仮設の沈砂池を設けております。8月末に土砂等が国道へ流出したことにつきましては、敷地内における溝や管の詰まりにより、沈砂池には流れず国道へ流出したものであります。県において側溝や管、沈砂池にたまっている土砂の撤去及び清掃を指導し、さらに1カ所の沈砂池を追加することを事業者側に対して指導をしていただいております。

4点目でございます。大型車両が国道へ出る際の規制ということでございますが、これは事業者に対して出入り口で大型車両のタイヤの清掃、国道168号線につきましては、散水車での道路清掃を行うなどの指導を行っております。

御質問の規制につきましては、法的にはそのような規制はありませんが、それぞれ企業努力で実施をいただいているというのが現状でございます。

続きまして、平群町としての権限についてという御質問でございます。

都市計画法29条による開発の許可権者は奈良県知事であります。法に基づく行政指導につきましては、奈良県で行っていただいております。平群町としては、平群町の開発指導要綱に基づく事前協議における協定書に基づいて事業者に対して行政指導しておるということでございます。

最後でございますが、許可の取り消しの御質問でございますが、これは現在県において指導中の事案でありますので、段階的に行政指導を行っていただいております。引き続きまして、県とともに業者指導を徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議 長

城内君。

○5 番

御説明よくわかりましたけども、こういう宅地事業の現場では、なかなか協定どおり行われなことがあるので、今までも大変だったでしょうが、今後も厳しく監視していただくようお願いしておきます。

この件はこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

続きまして2点目の答弁。福祉課長。

○福祉課長

2点目の病児・病後児保育について質問を頂戴しました。まず実態の説明、県内での実施の例ということでございます。

現在の実態といたしましては、議員御存じのとおり、病児・病後児保育について、本町におきましては今まで実施に至っておりません。ただ、町内各こども園では、保健師または看護師を配置をし、子どもたちの園内での健康管理には十分に注意を払った上で保育を実施しており、突然の発熱や体調不良が確認された場合、保護者の方々にお迎えをお願いしているところでございます。

次に、県内での病児・病後児保育の実施状況でございますが、病児保育につきましては、奈良市、生駒市など5市6施設が実施しており、病後児保育につきましては、香芝市や大淀町など6市3町10施設が実施をしております。いずれも市内あるいは町内の在住の小学生低学年程度までを対象としている施設が大半ですが、中には利用料金に差異をつけ、町外の子どもたちを受け入れる施設も存在します。

また、ほとんどが民間の保育園や医療機関に委託、もしくは補助するような形態で実施をされており、公立での実施は1町のみと把握をしております。

なお、近隣では本町を含めた西和広域7町で病児・病後児保育を実施している自治体はございません。

次に、認識あるいはどのような計画があるかということでございますが、女性の社会進出が進み、さまざまな就労形態が存在する中で、いかなる場合でも保護者が安心して子どもたちを預けられるよう、その一環としての病児保育の必要性は高まっていると認識をしております。

しかしながら、実施に当たっては運営に必要な財政的な措置はもちろんのこと、病院、診療所、もしくはこども園に附設した形で病児保育専用のスペースを確保する必要や、専任の保健師や看護師、保育士の配置、さらには地域の医療機関との連携などの解決すべき課題がございます。

また、現在実施している市町村での現状を確認しましたところ、病児保育は一定の利用はあるものの、定員枠には達せず、病後児保育についてはほとんど利用がない状況と聞き及んでおります。

さらには、日々の利用人数の変動や当日突然のキャンセルなど、実施運営上の課題もあり、総合的に勘案した上で現段階での本町単独実施は性急であるというふうに考えております。

ただ、議員御指摘のとおりいずれは必要との認識はしており、現状は近隣市での利用によりそのニーズを確保した上で、今後の実施方法については、西和広域7町の町長レベルで地域の中心的な医療機関である奈良県西和医療センタ

一での実施を要望していくことが検討されておることについて、報告をさせていただきます、以上、答弁というふうにさせていただきます。

○議 長

城内君。

○2 番

聞こえはええけども、なかなかつくっても利用者も少ないということで、ちょっとこれはあれかなと思うんですけども、子育て支援、それから若い世代の夫婦を呼び込むという意味では、有効な手段ではないかと思しますので、また忘れずに前向いた姿勢で進めていただくことをお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長

3点目の答弁。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、3点目の町有バスの利用についてということで御答弁申し上げます。

まず1番の町有バスの利用についての御質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の長寿会連合会に対する町有バスの年間使用割り当ての15回について、増加の可能性についての御質問でございますが、長寿会連合会のバス利用については、平成17年度から高齢者対策の一環として町有バスの使用規定に基づき運行しております。長寿会連合会のバスの利用につきまして、いきいき活動をしていくため、一定の配慮を行いながら運行をしているのが実情でございます。長寿会連合会以外の団体で自治連合会、子ども会等の町の事業以外での町有バスの貸し出しは現在行っておりませんが、現状の運行あるいは運行経費等を考慮しますと、増加させることは現在の状況では困難というふうに考えております。

それから、2点目の町有バス運行に伴う運転業務の委託状況についての御質問でございますが、総務防災課では平成22年度から運転業務の一部委託を実施しております。運転業務の保管・管理、また事務量の増加等に対応するために、委託数が年々増加しております。平成25年度では年間の出庫数が137回に対し委託数は37回、平成26年度は出庫数が131回に対しまして委託数は46回というふうになっております。

続いて3点目の町有バスの運行管理に係る専任者の配置についての御質問でございますが、現在、町バスの運行管理と運転業務に係る職員は1名配置をしておりますが、他の業務とも兼務しながら現在最大の効果を図るために適正な

人員配置を行っているところでございますので、このようなことから、増員については厳しいというふうに考えております。

4点目の町有バスの走行距離による燃料費の使用者負担についての御質問でございます。過去、平成21年3月に検討させていただいた経緯がございますが、所管である近畿運輸局、奈良運輸支局の見解によりますと、自家用バス、白ナンバーについては、自家用目的及び自家運送が基本となることから、自家用バスを使用し、燃料等を徴収することについては困難であるとの見解でございました。したがって、町有バスの運行距離による燃料費の利用者負担については、困難であるというふうに現在は認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、町有バスの数につきましては、今後とも住民の声を大切にするとする基本姿勢を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

城内君。

○2番

このバスの使用、町有バスの使用については、たまたま今議会でも資料を提出してもらっていますので、数もその時点でわかったんですけども、出動数131回と。我々長寿会の面々が言うには、私もそうやなと思ったんですけども、日曜祭日、土日祭日を引いたら、引いてざっと換算して200日と。そのうちのやったらもう15とか20とかふやしてもろて、150に届く数字にしてもらうのはどうかなという意見がありまして、聞いてみるわということで提案したんですけども、教育委員会などは50回、これいろいろあるんでしょうけども、社協で38回、これまあここに入っているボランティア団体の数に相当するんじゃないかなと思っています。

そういう意味で、長寿会だけ何で15やねんということなんですが、今後、検討していただいて、またいい数字が出るように期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、城内君の一般質問はこれで終わります。

続きまして、発言番号2番、議席番頭4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4番

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり大きく3点質問いたします。

町長初め職員各位には、質問に真摯に向かい合っていただくことを冒頭お願いしまして、質問に入ります。

まず最初は、花いっぱい推進運動の推進について質問します。

平群町の基幹産業は農業であることは、周知の事実であります。特に花卉栽培の小菊は夏、秋の生産量は日本一で、平群ローズも市場で一定の評価を得ていることは、住民として誇りであり名誉であります。平群町はある意味花の町と言っても過言ではありません。

しかし、町内を見回してみますと、花が少なく、花に縁遠い町に、また緑が少なく無味乾燥で殺風景な町になっているのではないかと私は思います。本当に残念であります。私は、緑豊かで花のある暮らしは気分を明るくし、心を豊かにし、生活に潤いと安らぎを与えてくれるのではないのでしょうか。

平成25年4月制定されました、町第5次総合計画の重点施策のイメージ案によりますと、へぐり花里プロジェクトとして、里山の再生活動、花いっぱいの運動を展開することが明記されております。具体的には、国道168号線、バイパス沿い、フラワーロード、ハイキングルート沿い、近鉄沿線沿いの花いっぱい運動、里山整備、景観形成、環境保全など、住民中心に行うことになっております。また、実施基準、評価、優先度が示されております。

そこで、町第5次総合計画の制定から2年半がたちます。その後、花いっぱい運動の推進状況、具体的な取り組みをお尋ねします。

5次総は進捗を検証することになっております。

それと、今回と同様の質問を平成23年6月議会でしましたところ、手のひらの会が平成6年から、親切・美化県民運動の一環として花いっぱい運動の実践団体が行ってきましたが、会員の高齢化によって、平成24年4月、活動を一時休止しているが、再開のため、バックアップ支援を続けていきたい。また菊美台駅前ロータリーの菊美台クラブが草花の花壇づくり、榎原、上庄自治会でのプランターなどを設置いただき、環境保全向上対策事業に取り組んでいただいている。

そして、竜田川ネットによる竜田川沿いに桜の植樹、さらにレンゲの植えつけを住民や団体の方々が活発に活動していただいております、地域住民の方に一定の評価をいただいている、殺風景で無味乾燥の町とっていない。そして、5次総や環境計画とも連携し、花いっぱいのまちづくり構想についてやプランニングを検討し、効果的かつ魅力あるまちおこしを進めると答弁がありました。

結果、5次総に花いっぱい運動の推進が反映されましたことは評価したいと思います。本当にありがとうございます。

しかしながら、私は榎原、上庄自治会で本当に花が植えておられるのか、そ

の議会終了後、議会が終わりました後行きましたらですね、自治会館前には数個のプランターには花を植えておられるところを見かけましたが、とりたてて取り上げるべき量でなかったと思います。誰がどのように取り組まれたのか、また、手のひらの会がいつごろ再開するのでしょうか、お尋ねします。

次に、スポーツ庁設置に伴う町のスポーツ振興策について質問します。

平成23年6月、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改定され、スポーツ基本法が制定されました。これにより、スポーツに関する理念が示されるとともに、文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定めることになっております。このスポーツ基本計画では、スポーツ界の果たす役割の重要性を踏まえ、スポーツを通じて全ての人が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を目指すとなっております。

具体的な姿が示され、こうした社会を実現するため、国を初め独立行政法人、地方自治体、学校、スポーツ団体及び民間事業所などがスポーツに関する連携、共同と取り組むことが重要とされています。

その後、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの招致が決まり、文部科学省の外局としてスポーツ庁が10月1日に発足することになっております。これによって、従来からの縦割りで弊害がありましたスポーツ行政が一元化し、効率できるものと期待も大きいところではありますが、予算は従来どおり、各省が握るなど、本当の意味でスポーツ行政が一本化できるかどうかと危惧する声もありますが、スポーツ庁の初代長官にソウルオリンピック金メダリストで日本水泳連盟会長の鈴木大地氏が就任することが決まったようであります。私は、若い新長官の手腕を大いに期待しております。

一方、東京オリンピック・パラリンピックの招致のプレゼンテーションでもてなしの映像を見た多くの国民はわくわく感を感じ、感動も大きかったわけではありますが、メイン会場の新国立競技場の建設費の大幅な予算超過による計画見直し、またエンブレムのパクリ疑惑など、これまた見直すことが決まり、最初からごたごたしており、日本の信用問題、こけんにかかわる問題ではありますが、東京オリンピック・パラリンピックは国の問題として、スポーツ庁発足によって子どもからお年寄りまで誰もがスポーツをすることの楽しさを味わったり、健康的な生活が維持できるわけであります。

特に高齢化が進み医療費が右肩上がりにふえている中、みんながスポーツをすることで医療費が7%抑制されるという試算もあります。

そこで、スポ庁の発足を契機に、町は学校、スポーツ教育、部活、競技スポーツ、生涯スポーツなど、新たな取り組みがあるのかお尋ねいたします。

最後は、農業用水・水路の管理について質問いたします。

日本の農業は小規模で家族的な経営が多く、農家は農業で飯が食えない状況にあります。また、農業従事者の高齢化により、後継者不足が問題になっており、農業の先行きを不安視する声もある一方、食料自給率を高めないと国としてあらゆるリスクに対応できなくなるなど、国家戦略としても農業は重要であります。

しかし、今までの日本の農業は国の手厚い保護政策によって辛うじて維持できてきましたが、日本人の食事の欧米化が進み、米食よりパン食の消費がふえ、昨年でしたか逆転したというふう聞いております。米価が年々下がり、稲作農業が危機的な状況の中にある中、安倍政権の目玉政策の1つは農業改革、JA改革であります。また、TPP締結であります。そうすると、日本の農業は壊滅的な打撃を受けると言われております。

ちなみに、TPPについては農業だけでなくあらゆる分野で影響が出ると、学者や経済評論家の多くが指摘しております。危機的な状況にある日本の農業といっても、農家の方は農地がある限り兼業農家であっても畑を耕し作物をつくっていただかないと、耕作放棄地がふえて本当に困ったことになります。

作物をつくるには土地、太陽、水、何1つ欠けても作物は育ちません。土地、太陽はさておき、そんな農業に水は欠かすことはできません。農家の生命線である水がなければ、稲も野菜も果物もつくることができません。欠かすことができない水、すなわち農業用水について、平群町は昔から自然流下や一部サイフォンで確保していたと聞いております。一昔前は田んぼの水張りで農家が水争いに巻き込まれ事件になったということも物の本で読んだ記憶がございます。

今でも田植えの時期になりますと、町内でも水上から水下の田んぼに順番に水張りをしている光景を目にします。

そこで農業に不可欠な農業用水、水利の管理について2点お尋ねします。

1点目は、道路排水と兼ねている農業用水、水利は誰がつくり誰が管理しているのでしょうか。

2点目は、竜田川の風船ダム、ポンプによる農業用水、水利設備は誰がつくり誰が管理しているのでしょうか。

以上、3点が私の質問です。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の1点目でございます。花いっぱい運動の推進につきまして、総合計画の進捗管理の観点ということで、私のほうからお答えを申し上げます。

平成25年4月に策定をいたしました平群町の総合計画の重点施策に位置づけをしております、自然に包まれたまちづくりの推進におきまして、平群谷の自然を守り伝える環境づくりのイメージの中に、へぐり花里プロジェクトと申しますのを1つの案として提案をしております、その中で個々の取り組みと申すものをお示しをさせていただいております。

総合計画策定時から現在までの取り組みの状況でございますが、まずフラワーロードにおきまして、鳴川から信貴畑の区間において、130本の桜の植栽を行っており、今後も継続して植栽可能な区域につきましては、継続して実施をしたいというふうに考えております。

あわせて町内の景観形成の観点から、町内4駅と中央公民館から平群橋の区間40カ所に花を定植しましたプランターの設置をしております。これにつきましても、今後継続して取り組んでいく予定でございます。

また、竜田川の魅力づくりの推進の取り組みといたしまして、竜田川河川堤防に桜の植栽を、植樹を平成19年度より現在まで継続して行っていることや、観光の戦略の取り組みといたしまして、信貴山大門ダム左岸へのモミジの定植を25年に行っていること、また御承知のとおり道の駅周辺におきましても、レンゲの植栽活動が行われておるところでございます。

これらは各住民団体の皆様や、地域住民の皆様の主体的かつ継続的な取り組みにより実施をいただいております。町も可能な限り支援をさせていただいております。まさにこのことは総合計画が目指すべき住民協働というのを実践をしておる取り組みであろうというふうに認識をしておるところでございます。

次に、御質問にございました榎原地区、上庄地区のプランターの設置の件でございます。これにつきましては、平成19年度より23年度まで農村環境向上の取り組みといたしまして、地区内に設置をしておりますが、24年度以降は実施をしておりません。しかし、今年度より交付金事業を活用した景観形成の取り組みということで、西和宮農団地の3地区並びに榎原と福貴の計5地区におきまして、植栽等の実施を計画しておるところでございます。

また、手のひらの会の再開でございますが、これにつきましては、平成22年に活動休止の意思表示をされて以降、今日まで活動の再開はされておらないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議 長
森田君。
- 4 番

ありがとうございます。粛々と推進していただくということなんですけども、今、フラワーロードの桜130本、竜田川沿いの桜なんですけど、これは政策体系のところで申し上げましたが、桜というのは、一般的に見て20年ぐらいが寿命でございまして、大木になればなるほど維持管理が大変なんです。これは私、春日丘で街路樹で桜を植えておりまして、全部切った経緯がございまして、切った経緯は虫が道路から家に入ってくると。葉っぱが冬場枯れますので、これについては非常に危惧しております。一時的にはきれいなわけですが、これ住民団体とですね、どうなんですかね、どういう契約をされているか私知りませんが、後年度に負担を求めるようなことは絶対に避けるべきだと。町民税が毎年2,000万ずつ減っていくわけですから、少しでも後年度の子や孫の世代に負担を軽減するようなことを考えて、その団体が継続できるような基金を積み立ててもらおうとか、そういうことをしないと、私は大変なことになると思います。

それと、今町内でいろいろ町も率先して花を植えておる。残念ですね。王寺町見てくださいよ。王寺町は168号線の達磨寺の前、びっちり歩道に花を植えて、本町1丁目の交差点は町のキャラクターの周りも花を植えております。王寺町は花いっぱい運動を推進しているとは、私はどうかそんな確認しておりませんが、町に確認しますと100万円の予算をつけて、年間、今の箇所と駅のロータリーに花を植えておる。それとですね、その非常に残念ですわ、今のことは。やはり面として整備しないといけないんじゃないかと。

それと、レンゲのことについては、今月号のマイタウン平群でレンゲのお花の種をまきましよう。これは今の花いっぱい運動とどういう関係があるんでしょうか。関係性があるんでしょうか。

それと、先ほどの質問に対して答弁がなかったんですけども、総計でも168号線、バイパスは花いっぱい運動に該当しているんですよ。ここは国の景観法に基づいて県が景観計画に定める景観形成基準の重点地区に指定されているんですよ。だから総計でもそういうことは書かれているんですよ、景観形成と。そのことについて、町はどのように取り組みを考えておられるのか。1回目答弁なかったの。

それと、こういうことは住民で、やはり私は自分が思うのに、やはりモデルとつくりたいといけないんじゃないかと。私は町を歩いて植える場所はないかなというふうにもいろいろ歩いてみますと、平群西線のローズタウン、若葉台ローズタウンのところに両側に幅の広い歩道に花を植えるスペースがございまして、花を植えるスペースがございまして。今、自宅前に自分がお花を植えておられる方、全然草ぼうぼうのところがあります。私が調べたところ、間違っているか

もわかりませんが、町も街路樹の剪定もやっておりますし、草刈りもやっております。自治会も草刈りの費用を負担している。また、草刈りをボランティアでやっていただいている。こういうところに自治会と共同して若葉台といえはごみステーションとかいち早く自主防災組織を立ち上げてくれた、三里に次いでですかね、ごみステーションでしたら。そういうところとやっぱりやるべきじゃないかなというふうに思うんですよ。その点について御答弁ください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再答弁、お答えさせていただきます。

ちょっと各課にまたがる部分がございますので、また詳細につきましては担当課長のほうからお答えをさせていただこうかなと思いますが、私のほうからちょっと全体的なことも含めて御答弁申し上げます。

まず、他町との取り組みということの比較でございます。今述べられていましたように、近隣の自治体の取り組みということで御紹介賜ったところでございます。当然、平群も、またこういうことを言うとすぐ財政財政というふうになります。一定たくさん予算をつけられてやられるということは、非常にその自治体の力の入れ方っていう部分は理解をしておりますが、平群町の場合、総合計画の基本的な理念、またこの花いっぱい運動については、あくまでも主体は住民さんということでございますので、平群町、行政としての立ち位置というのは一定その活動を下から支える、後ろからそっと見守るというふうな活動の位置づけをしておるところでございます。

そういったことも含めて、今後、財政と相談しながら一定住民の活動についての予算措置的なものについては、検討していきたいというふうには考えておるところでございます。

次に、レンゲの植栽について、総合計画との関連づけという部分でございますが、実際にその部分が活字としてどうやという部分ではございませんが、まずこの総合計画の具体の中身、今の花いっぱいへぐり花里プロジェクトの中に景観形成、環境保全という言葉がキーワードとして活動の中身に入れさせていただいております。そういう意味じゃ、休墾地を使つてのレンゲの植栽というのは、景観保全であつたり環境保全であつたり、景観の形成になるものかなというふうに理解はしておるところでございます。

次に、自治会活動、一定モデルをつくられてという部分の御提案でございます。この部分につきましては、非常に貴重な御意見ということで考えて、承っております。

ちょっと実例的なものを申し上げましたら、昨年、自治連合会の研修で、京都の長岡京のほうにお伺いをしました。そこではみどりのサポーター制度ということで、各地域の方々が自分の近所の公園であったり道路であったりとかいった、そういうふうな公共移設の管理をみずからみどりのサポーターということで日々管理をされておられる。また、いろいろと花の定植であったりとか、そういうふうな景観保全に取り組んでいただいているというふうな事例も学んでおります。こういったことにつきましても、今後の自治会活動の中で取り組んでいただけるように、行政といたしましても、考えてまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

国道168号線バイパスの植栽の御質問でございます。

先生御指摘のとおり、この件につきましてはまだ取り組みがなされていないというのが現状でございます。総計にも明記されておりますので、このことにつきましては、当然その地域を巻き込んでというそういったことも視野に入れて、まず手法から検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、若葉台の植栽の御指摘でございますけれども、これも若葉台の自治会とは要するに再三、維持管理とか、そういったことにつきましては協議を重ねておるわけなんですけれども、ただ、要するに花の植栽とかそういったところまで踏み込んだの話はしていないというようなことで、このことにつきましても、一度自治会のほうには投げかけてみたいなというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。桜の件は本当に慎重にも慎重にさせていただかないと、後年度負担がふえてくると思います。

それと、竜田川の桜のことでもう一度お尋ねしたいんですけど、町から補助金は出ていないんでしょうね。それが1点。それと、レンゲの花いっぱい運動については、花いっぱい運動とも連携するとかしないとかわからないけれども、連携をすれば非常によくならないかなと私思う。ただ、花の色が明るい色じゃないと、本当に明るい色じゃないと、やっている人にまことに失礼なんだけれども、やっぱり明るい花は気持ちもわくわくすると思いますので、それがいいかどうかというのは、住民のやっている方とも御相談いただいてやってい

ただきたいというふうに思います。これは答弁は結構ですけどね。

今、町施設のことでいろいろやっておるようなこともあったと思うんですけども、今年4月にはなさと保育園ができましたね。これは前教育長が主体的にやっていたと思うんですけど、開園間近で、少し、私しょっちゅうあそこの前を通るんですけど、花をプランターに植えているので少ない。それは今開園でお忙しい、それは仕方ない。一番大事なことは、平群町の木の檜が後ろ側に植えているだけです。北側のところに、平群町の町の木を、檜をもっと大事にしないといけないんじゃないかと。本当に寂しいですよ。平群町、何のために町の木を決めたんですか。そのために町の基幹的な施設には、やはり植えるべきじゃないかと。花はちょっとそぐわない、季節的な問題があるので、非常にこれは残念であります。非常に残念であります。前教育長がやられたことにしてもですね、非常に残念であります。

それは別として、これから施工されます平群町の駅前広場。平群駅前線が拡張されて、以前に議会にも住民に示されたイメージパスでは、植栽とかそういうものがされるようになっておったと思うんですけども、事業主体は組合ですの、しかし町が後年管理するわけですから、どのようなお考えがあるのかお尋ねします。

もう1つは、国道168号線バイパスの景観形成基準のことですが、イオンビッグはどうなっていますか。イオンビッグは、あの県の景観条例、基準に適合していると思われませんか。私には少し雑草を植えているような、草を植えているような感じにしか、私には見えません。イオンといえばテレビではイオンの森をやっていますよと、緑化に取り組んでいますよとイメージが私にはあるんですけど、私が間違っているのでしょうか。イオンが平群町に出店するに当たって、町からは町内の職員の採用とか、交通災害とか、万が一撤退したときの道の復活復元とか、産業廃棄物以外に、イオンにやはり景観形成について何かお願いされましたか。

5月でしたかね、イオンはセレモニーをされて町長も招待されたと思うんですけど、町長現場を見られてどのようにお感じになったのでしょうか。非常に出店はいいとしても、町をつくるということは、そんなことじゃないとも私は思うんです。

もう1つはバイパス平等寺から菊美台までのバイパスの歩道に街路樹が植えてあります。街路樹が歯抜けになって、枯れて歯抜けになっています。これは景観形成上も私は好ましくない。県に街路樹が枯れておれば、やはり植えていただくようお願いすべきだというふうに私は思います。

クリーンアップキャンペーンでの、そこもルートになっております。町長も

当然御存じだと思いますが、ひょっとしたら御存じないかも知れませんが。
その辺について御答弁ください。

○議長

都市建設課長、通告の範囲内で答えてください。

○都市建設課長

再質問にお答えいたします。

竜田川の桜の関係ですけれども、補助金が出ているのかという御質問でございますけれども、例えばまほろば整備構想の推進協議会の主体で里親を募って桜の植樹を行っていただいているというのが、ここ数年実施をいただいている活動でございました。この活動につきましては、事業計画の中で明記されておりますので、その事業計画の中で実施をしていただいているということでございます。

補助金でございますけれども、その協議会に年間3万円の補助金を支出させていただいているということでございます。

あと、今国道168号線の街路樹ですけれども、この桧につきましては、剪定の要請も行っておるところでございまして、あわせまして補植も県のほうに要請をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど、ちょっと確認なんですけれども、はなさとこども園とおっしゃったんですけどゆめさとの間違いと受けとめさせていただきたいと思います。

園内に桧の木が少ないということの御指摘をいただきました。もちろん今年の4月からの開園ですので、園庭も含めてこれからいろいろ園庭づくりについても、園内のほうでも今現在も、園の先生方を中心に議論もされています。これから今お受けしました意見も含めて参考にしながら、子どもの園庭ということの基本原則に立って、よりよい園環境、園庭づくりに努めたいと思います。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。あんまり長く質問したいことはないんですけども、やはり町としてどういう町をつくる。今、町長に問われているのは、哲学が私はないんじゃないかと、まちづくりに対して哲学が。ですね。今申し上げたような町施設に花を植える。王寺町の庁舎が新しい古いとか関係ないんです。あ

そこに行けば玄関前にプランター、いつも花が咲いています。ちょっとしたことで来庁する方が心が和み、建物が古いとか新しい関係ないですよ、そんな人は。そういうこと、お金もかけずにやれることもございますし、これは野菜の種ですけども、花の種も、以前ですか、私ある団体のことで南都銀行に行ってこの花の種をもらいました。向こうは小さな親切運動でこういうことをやっておると、この花が発芽するかそんな人は別ですよ。だからそういうことも取り組みとして全町挙げて、お金も使わずに私はできるんじゃないかと。やはり知恵を出さないとよくなりません。それは申し上げておきます。

それと、バイパスの件はひとつ県に申し入れしていただいて、実際車の出入りとか、街路樹の前の方、住所の方の御意見もあろうかと思うんですけどね、歯抜けが多過ぎます、本当に。これは景観重点地域ですからね。イオンのことについても本当に私は残念です。県の資料を見たら、郷土種、郷土種といったら平群だったら極ですよ。そういうものを植えなさいと。建物はひっこめなさいと。基本的なことは書いておるわけですから、これからも行政としても大変なことだと思いますが、そのことは申し上げておきます。

私も海外に出かけることがあるんですけどね、本当に砂漠を二、三時間行ったらオアシスに行くんですけどね、花があるとほっとします。こんな田舎の小さな後進国という表現はよくないんですけど、そんなところでも花は植えています。台湾でも中国行っても、田舎へ行っても花は植えています。本当に日本の国民性が、平群町だけかそんなの知りませんが、本当にそういうことに取り組んでいただきたい。

駅前広場についてもですね、本当に考えてもらわないと、後年負担をかけずに、どんないい町ができるかということが大切なことだというふうに私は思います。

最後に申し上げたいことは、岡山県の佐用町南光地区、これも以前申し上げたと思うんですけども、夏の風物詩としてヒマワリを植えております。これはテレビ、新聞で取り上げておられますので、皆さんも御存じだと思います。数年前、私も車で走って行ったんですけども、本当に130万本のヒマワリ、見事です。高速代を払って行った価値があります。これは農家の方が自主的にやられたことです。またヒマワリの色がいいですよ、黄色い花ですから。一層明るい気持ちにさせていただきます。

これからも平群町も真剣に花いっぱい運動に取り組んでいただきたい、推進していただきたいということで、この質問は結構でございます。

○議 長

続きまして2点目の答弁。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目め、スポーツ庁設置に伴います町のスポーツ振興策についての御質問にお答えさせていただきます。

スポーツ庁につきましては、本年10月1日に文科省のスポーツ青年局に運動施設を整備する国土交通省、健康増進事業を推進する厚生労働省などの関連部署を統合し、設置されるものとされていますが、現在のところ詳細については県などを通じて情報の収集中です。しかし、スポーツ庁設置の背景としましては、スポーツ基本法の制定と2020年のオリンピックの開催があり、また設置の目的としましては、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現というふうに認識をしております。

こうした中、スポーツ庁発足による町のスポーツ振興におけます新たな取り組みがどのようなものになるかとの御質問でございますが、今のところスポーツ庁の新規の詳細な施策等が不明でありますので、具体的な取り組み内容をお答えすることはできませんが、今後、平群のスポーツ振興や生涯スポーツの振興を発展させるために必要な施策であれば、積極的にこれを活用して、新規の取り組みにつなげていきたいというふうに考えています。

いずれにしましても、教育委員会としましては、今後のスポーツ庁の動向を見ていくこととなりますが、スポーツ基本法にありますように、高齢化や子どもの体力、運動神経の低下が進む中、健康長寿社会づくりを目指すためにも、体育振興に力を入れてまいりたいというふうに思っています。

現在、平群町におけますスポーツクラブの活動につきましては、「育もう！豊かな心、たくましいからだ 明るく活気あふれる町をめざして」ということをスローガンにして、グラウンドゴルフやバウンドテニス、少年サッカーなど、活発には行われておりますけれども、高齢化や嗜好の変化に伴いまして、既存のクラブの中には新たな加入者が集まらず、少しずつクラブ数が減少しているという一方の現実もございます。また、町が実施しております各種大会におきましても、参加者が減少傾向にある、そういった種目もあります。

健康には非常に興味があり、運動の大切さを理解されている方は多くおられるとは思いますが、実際の活動につながらない、そういった様子がございます。参加しやすい状況をつくり上げていくにはどうしたらいいのか、引き続き探ってまいりたいというふうに思っています。

こうした中、平成25年に総合型地域スポーツクラブのくまがしクラブを立ち上げ、各種多様な、多種多様なスポーツを展開することによるスポーツ機会提供の拡大も図っております。初年度募集時80名であったのが、現在400

名強となっています。地域住民みずから運営管理することから、ニーズを把握しやすいものになっているということがその大きな特徴ではないかなというふうに思っております。

町としては、今後とも具体的な新たなスポーツ振興の検討をスポーツ推進委員会や体育協会とも進めると同時に、このくまがしクラブの育成支援を絡めながら、スポーツ活動の楽しさや大切さをPRし、現在取り組んでおります体育振興の地盤を固めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

どうもありがとうございます。まだスポーツ庁ができてないのに、気の早いというような、まあまあお話じゃないかなと思うんですけどね、よく健全な精神は健全な身体に宿ると言われております。健全な体をつくるには、やっぱりスポーツじゃないかというふうに私は思います。

今、いろいろ課長から御説明ありましたが、学校スポーツ、部活についてお尋ねします。

学校の先生方が指導をしていただいた部活も、地域のスポーツ指導者が活用すべきだという、スポーツ基本法の条文に明記されております。学校の先生の指導も、非常に要するにお仕事も大変だと、学習指導も生活指導もしていきながら部活のお世話をする、大変だと。部員の方も本当に専門の方に指導していただくと、やはり能力が、潜在力が見出される可能性を、私秘めているんじゃないかと思うんです。平群町からプロ野球になった方もいらっしゃるし、平群中学出身の方がサッカーの選手になった方もあるというふうに聞いております。

これからは、部活の指導も外部から招聘することも大切じゃないか、そういう考え方もやはり必要じゃないか。また、メンタルとか食事とかトレーナーのサポートも必要じゃないかなというふうに思うんですけども、その辺、どのようにお考えになっているのかお尋ねします。

それともう1つ、くまがしクラブですかね、総合何やら型のスポーツということで、二百数十万の補助金が出ているんですけども、いろいろウイングを広げておられると思うんですが、居場所づくりまでやっておられる。文化面もやっておられる。本来の目的とちょっと違うんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その辺のことについて御答弁ください。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず1点目、再質問の1点目ですけれども、学校スポーツ、とりわけ部活なんかでの地域住民のいわゆる人的資源の活用ということじゃないかなというふうに思いますけれども、それは委員会としても非常に重要なことであろうというふうに思っています。背景としてはやっぱり学校の教職員の問題等々もございまずし、また地域振興という意味におきましても、非常に有意義なことじゃないかなというふうに思っています、現状で言いましても、かなり特に中学校のクラブ活動なんかもそうですし、小学校のスポーツ活動なんかでもそうなんですけれども、地域住民の方で非常に力をかしていただいて部活指導に当たっていただいている実情もございまず。また、学生ボランティアなんかについても入ってもらって、指導してもらっているというふうな実情もございまず。

今後、地域パートナーシップ事業ということも一方でいっているんですけども、そういったことと絡め合わせながら、今、森田議員がおっしゃったことについては、委員会としても改めて今後も含めて強くそういう方向性を持ってやっていきたいなというふうに思っております。

また、メンタル等につきましても、いろいろ人材も含めてあるんですけども、そういったことも含めて対応していきたいというふうに思います。

それからもう1点目のくまがしクラブですけれども、これももちろんいわゆる独立したクラブですので、教育委員会のほうからああやこれやというふうなことは余り言う立場ではないということもあるんですけども、一定指導的立場ということも含めてございまずのであれですけれども、当初、なかなか会員が集まらへんかったというふうなこともあったんですけども、非常にクラブのほうの運営していただいている方の努力もあって、知恵を出しながらやってもらっています。それで、先ほど申し上げましたように、当時80名程度であった会員さんが400名を超えるというふうなところまで至っています。それで、そこには基本的にはやっぱりスポーツクラブですので、スポーツをメインに考えていくべきだと思いますけれども、そこには地域コミュニティーも含めて文化面、またその青少年の活動支援、そういったことも含めながら、スポーツの充実化ということにつなげていきたいというふうに考えてもらっていると思っています。

肝心のスポーツということのないがしろにすることのないように、我々としてもクラブの運営については見守ってまいりたいというふうに思っています。

○議長

森田君。

○4番

部活のことについては、本当に先生の負担が大きいというふうに聞いておりますので、そういうことの軽減も含めて生徒の、子どもたちの能力を引き上げる、引き上げてあげるほうが社会としてもいいことですし、その人、生徒についてもいいことですので、ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

それとくまがしクラブことですが、一生懸命ボランティアでやっている方、よくわかる。私もたまたま道の駅に行ったらボランティアの方がいらっしゃって、何ですかというたら、ここで、上でやっていますのやという話があったので、これは非常に難しい問題だと思うんですね。一生懸命やっているのにですね、あなたはちょっとやめときなさいとは言いにくいと思うんですけど、余り趣旨を逸脱しないようにだけ。それと、同じようなことが各種団体でもやっておられますよね。場合によっては長寿会でもやっている、体育のことについてもやっている場合もございますので、一回整理する意味でいろいろ御検討いただきたいと思います。

それと、私はスポーツになるかどうかわかりませんが、簡単に、高齢者になりますとわざわざ体育館に出かけたりとか、運動場に出かけたりすることはまず不可能になってくると思うんですね。中国や台湾に行けば公園とかその辺の空き地で太極拳やったり、体操やったり、ダンスをやったりですね、それも私、ある意味スポーツじゃないかなと思うんですね。

私は朝、ちょっと早起きなもので、NHKラジオを聞いていますと、リスナーの方がラジオ体操を地域全体でやっている。そういうことが安否確認とかコミュニティーが形成できて、非常に楽しく行っていると。だからそれで健康になったという話もございますので、これはもう健康長寿奈良県一を目指す平群町であれば、そんな大々的なスポーツじゃなくて、手近にできる体を動かす、それは太極拳であっていいし、ラジオ体操であっていいし、ダンスであっていいから、そういうことをやるほうが医療費の抑制にもつながるんじゃないかと、私はそう思います。

ぜひともですね、それともう1つは先ほど言いましたように、ダブっているような町内のスポーツ、ダブっているようなことをやっているところもあるし、それと町施設の利用についても料金のアンバランスもあるというふうに聞いております。

そういうこともやはり不平等感をなくすように、払拭するようにお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、大きな3点目の農業用水・水利管理の2点についての御質問です。
まず、道路排水と農業用水・水利を兼ねているものは誰がつくり、誰が管理しているのかとお尋ねです。

設置された経緯は、施設により多種多様であります。例えば、圃場整備事業や県営農地開発事業などの土地改良事業、いわゆる農地造成により設置されたものや、道路管理者が道路改良事業等で既存の水路のつけかえや改修を行い、道路区域内に設置したものがあります。

道路区域内に設置された水路は道路法の適用を受けることになり、その維持管理についても道路管理者が行うものと認識しております。

ただし、道路区域内であっても水路内に設置している農業用の水門や差し板等の工作物に係る使用や、日常的な維持管理については、受益者のほうで行われているのが現状であります。

また、道路法河川法の適用を受けないものが法定外公共物であり、そのほとんどが現在地方分権により国有財産から町の財産として移譲されております。法定外公共物である水路が、雨水や道路排水を兼ねているものでも、農業用水を利水としているものは、その受益者により維持管理がされております。

ただし、道路法の適用を受ける道路と法定外公共物の水路が併設されていて、その構造上両施設が一体の施設として機能を兼ねている場合は、道路管理上支障を来すおそれがあると判断されるものについては、水路であっても道路管理者により維持管理等を行う場合もございます。

続いて竜田川の風船ダムポンプについてですが、設置された経緯につきましては、昭和50年度から奈良県が事業主体として治水対策の一環として河川改修事業が実施されました。その際、農業用水を取水していた3カ所の井堰を撤去する必要があり、その移転補償として設置されたのが空気式ラバーダムであります。

そして、当時3カ所の井堰ごとにあった水利組合が統合し、創設された橋本ダム水利組合で施設の維持管理がなされております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

今の道路排水と農業用水を兼ねている分は、基本的にはつくったところが、それと受益者が改修も含めて維持管理もやるというふうに理解してよろしいんでしょうね。だと思います。

それと、風船ダムにつきましては、県の治水事業ですか、それでやったとい

うことはわかるんですけど、平群町には私が知っている限りは西宮と椿井以外にもポンプアップしているところがあるというふうに聞いておりますんですけども、そのポンプアップしまして、配管で持って来ていると思うんですけども、そこにはちょっと答弁がなかったんで、誰がつくったんですか、それは。誰が管理しているんですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

再質問ですけれども、その他のポンプ施設につきましても、風船ダム同様に河川改修などの事業補償により設置されたものでございます。また、その施設については、その水利権を有する受益者により維持管理されております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

今言われたように。西宮と椿井以外もあるんでしょうというんです。どこにあるんですかというふうに聞いているんですけども、それと、当然水利権者が管を埋設したと。当然、町の許可もとられていますし、図面の管理もきちりできているので、維持管理は簡単にできると。といいますのは、ゆめさと保育園の前で漏水があったんですね。地元で聞いたら、これ農業用水ですよという話を1回聞いたことがあるんですけども、そういう管理もきちりできているんでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、どこにあるのかということにつきましては、竜田川の上流域からいきますと、槻原地区内、西向地区、梨本地区内、下垣内地区内の合わせて5カ所があるというところでございます。

また、その施設管理についてはちゃんとなされているのかというところでございますが、現状といたしましては、その埋設管の管理図面といったようなものは平群町では持ち合わせていないという状況にあります。

○議長

森田君。

○4番

おかしいですね。平群町持ってないのはおかしい。道路の町の下に埋設して

いるんですよ。配管を。今の6カ所ですね、横原からの西宮や椿井まで6カ所、これしか知りませんがあるわけですけども、ほんなら当然この水利組合が敷設したということであれば、町の許可をとって自分たちで補修するというふうに理解できるわけなんですけども、今、農業従事者も少なくなって本当に改修するといえど何千万というお金が要ると思うんですけども、地元の水利組合とそういう話題になったことはないんでしょうか。今後、平群町の農業用水、水利はどのようにしていくんだというようなお話はないんでしょうか。その点だけお答えください。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長。

水路の維持管理につきましては、常にというところで地元とは適正に維持管理していただくようにということでお願いはしております。また、椿井の風船ダムのように比較的維持するのに大変な施設については、特に地元と協議して長寿命に施設を利用していただくということで、適時御協議はさせていただいているところです。

○議 長

森田君。

○4 番

許可の図面がないというのは、まず残念です。図面がないというお話が本当であればですよ、何か道路の調査をしたときに一緒にやっておけばよかったわけじゃないですか。その何か道路点検とかいろいろやっておられたときにですね、非常にこれは意見として申し上げておきますが、本当に残念です。

それで、先ほども言いましたように、農業従事者が減って新しくその改修となれば、水利組合から脱退する人も出てくると思うんです。お金が出る問題ですから。だから、本当に真剣に、つくって30年近くになるんでしょう。30年近く。だからこれは本当に真剣に水利組合、農家の方と協議をしていただかないと、一遍にやれば本当に大変なお金が出ていくと思いますので、地元の方とよく協議していただきたい。

合わせて、国から補助金がつくのかつかないのか、こんなやり方をすれば補助金がつくかもわからない、そういう関係機関等のアンテナを張っていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時29分)

再 開 (午前10時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7 番

通告に基づきまして、大きく2点について質問いたします。

1点目は、大幅負担増の所得階層の介護保険料引き下げをということで出しております。

ことし4月に1号被保険者の介護保険料が引き上げられました。所得区分第1段階から11段階まで、全ての段階で引き上げになりましたが、その中でも上げ幅に大きな差が出ています。

具体的には、第1段階は5.3%、第2段階は27.2%、第3段階は17.7%、第4段階は17.4%、第5段階は17.4%、第6段階は12.7%、第7段階は22.2%。第8段階は合計所得が190万円から250万円未満が41.1%、250万円から290万円未満が17.5%、第9段階は33.1%、第10段階は20.7%、第11段階は30.5%の引き上げとなっています。

1号被保険者の保険料は、給付額がふえた場合や高齢化率が上がれば負担がふえるという、制度上の問題があることは別にして、保険料負担は累進性を基本にしています。そのため、引き上げる場合でも引き下げる場合でも、ほぼ同じような率で保険料を改定してきました。しかし、今年度の引き上げの上げ幅は、今も紹介したように余りにも差異があり過ぎ、不公平ではないでしょうか。

上げ幅が20%を超える所得段階について、今回の平均的な上げ幅である17%台まで引き下げる是正をすべきです。

そこで、合計所得250万円未満の被保険者について、他の段階との整合性も考慮した上で、基準額に対する乗率を引き下げた場合の試算をしてみました。

まず第8段階の250万円未満を、基準額の1.35、現在1.5ですけれども、1.35にすれば、それに必要な額は1,600万円、第7段階についても、現在の1.3を1.25に引き下げるのに必要な経費は940万円、さ

らに第2段階についても現在の0.65を0.6に下げするのに必要な額は270万円です。これは第6期3年間の合計の試算です。この3つの段階でこのように引き下げるために必要な額は、総額で2,810万円となります。

幸いに保険料を決めることしから3年間の第6期計画では、計画段階での剰余金見込み1億1,800万円のうち6,800万円を取り崩して、第6期の期末残高を5,000万円として保険料を算出しました。しかし、実際の第5期の期末残高は、1億5,200万円で見込みの1億1,800万円より3,400万円多くなっています。

この予定外の3,400万円を活用すれば、40%以上も引き上げになるなど余りにも負担がふえる所得区分の保険料を、今示した乗率に引き下げる是正は可能です。今年度からでも是正すべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

2点目は、遠距離通学児童・生徒への補助制度の拡充をということです。

子育て支援の一環として、遠距離の通学をしている児童・生徒の保護者に助成する自治体がふえています。平群町では、信貴山地区児童・生徒通学費助成金交付要綱があり、信貴山から近鉄信貴山下駅までのバス通学定期代金の半額を助成するというものです。しかし、信貴山地区からの通学は、小学生はバスの後、近鉄信貴山下駅から竜田川駅まで、中学生は平群駅まで電車に乗らなければなりません。

この公共交通を利用した通学への保護者の負担は大変大きいものです。特に、バスの定期代は電車に比べて高額です。信貴山から信貴山下駅までバス通学すれば、小学生の場合は年間3万6,000円、中学生なら倍の7万2,000円になります。

近鉄電車のほうは、小学生の場合、信貴山下から竜田川駅まで1カ月定期で1,260円、夏休みを除く11カ月で計算すると1万3,860円かかります。

例えば、小学生が2人の家庭なら、町が半額補助しているバスが3万6,000円、電車が2万7,720円で、合わせて6万3,720円、3人の家庭なら9万5,580円の負担です。

以前からたびたび指摘していますように、平群町の人口に占める15歳未満の子どもの比率は11%で、少子化の状況は深刻です。全国平均が12.8%、斑鳩町は14%台の後半、三郷町は13%台と、比較すればそのことは一目瞭然です。

そこで、公共交通を利用する児童・生徒の通学助成を拡充する子育て支援をすべきだと考えます。具体的には、公共交通利用の場合、定期代を全額補助す

べきと考えますが、町長、教育長の見解を伺います。

また、通学について、特に小学生の場合、安全面への配慮から集団登下校を基本にされているようですが、遠距離通学については保護者の勤務状況など各家庭の事情も考慮して、自家用車で送迎することを認めるなど、柔軟な対応をすべきだと考えます。この点については、教育長の御所見を伺います。

以上、大きく2点について簡潔な答弁、よろしくお願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

介護保険料について質問を頂戴しました。

1つの項目の中で2つの内容が出ておりますが、順次説明をさせていただきます。

段階別の保険料については、第5期保険料の第5段階では、住民税課税世帯から合計所得金額250万未満と所得算定幅が大きく、単身、年金収入のみの試算では第5段階の年金収入額148万円から370万円までが同じ階層の保険料でした。

第6期保険料は、これを6段階から8段階に多段階にして、収入金額を約100万円刻みの階層を設定をし、所得に応じた保険料としています。

新たに高額所得者の負担区分を設定をし、11段階に細分化をしています。また、公費による負担軽減を図ったところであり、第5期第5段階では下限148万円の2.5倍強の方も同額である保険料を見直したと考えています。

したがって、現時点での見直しは考えておりません。

次に、剰余金については、確かに議員御指摘のように26年度末に基金が1億1,800万円残ると計画をしていました。しかし、26年度末における基金残額は1億3,445万円と、それと単年度実質収支額1,772万円を合わせますと、1億5,200万円となり、計画より3,400万円剰余金が発生したことになります。しかし、今議会で償還金1,791万6,000円の補正を承認をいただきました。现阶段において、計画を上回る額は1,600万円というふうに考えております。

剰余金による保険料の引き下げについてでございますが、介護保険法第129条第3項で、保険料はおおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、計画を上回る剰余金があるということをもって、期間中における保険料額の引き下げはできないというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

理論ずくの話をもたまた持ち出していると思うんですが、大きく2点というふうにおっしゃったけれども、区分の中身を変えたことによって、特に第8段階の190万円から250万円の所得、合計所得の人が40%以上も上がるというのは異常なんです。これは不公平以外の何物でもない。そこを是正するのに絶対してはならないなんて絶対ないはずですよ。なぜなら、消費税が再来年4月に10%になれば、29年度、介護保険も変わるんでしょ、1号被保険者の介護保険0.3になるじゃないですか。そういう約束じゃないですか。だから、そんなの町でできるんですよ。町が事業主体なんです。だから、その余りにもひどい不平等、不公平、そこを直すべきだと言っているんですよ。

その後、もう1点、3,400万円は今年度償還金があるから、毎年償還金あるんです。第5期3年間、これは1回議論したと思いますけども、第5期3年間で、当時、だから平成23年の議論、計画立てたときですね。平成23年に第5期の24年から26年までの計画を立てたときに、当時で1億1,500万の基金が見込まれた。でも実際は1億4,500万あった。1億1,500万。それで6,000万を崩して保険料の軽減に充てるということで、策定委員会では5,000万でしたけど、議会では町長がその後1,000万上乘せして6,000万の基金を削った。町長の裁量でできたわけじゃないですか。これだって。

でも、結果どうなったんですか、第5期の結果。3年間トータル黒字ですよ。

今、ことしの償還金言うけれども、じゃあその3年前の償還金も言わないとだめじゃないですか。それでチャラになるじゃないですか。だから、償還金の話を持ち出してきて、去年の分ことし返しているからそれだけないんだという議論じゃないんです。それは毎年毎年その積み重ねなんです。国保も一緒ですけど。だからその議論をするんだったらそれは全く間違い。

だから、介護保険の会計はけったいな会計のつくり方ばかりしているんですよ。計画段階から間違っているんだから、間違いを認めて、私は本来なら上げること自体に反対ですけども、余りにも差があり過ぎるじゃないですかと。平均的には17.5ぐらいですよ、多くのところで今さっき言いましたように、段階では。

それから、9段階とか10段階とか、一定平均的に所得の高いところは今回、だから17.5より大分高いけども、そのことはとりあえず置いといても、250万円以下、だからここで言ったのは第8段階の前半部分、所得の少ないほ

うの部分と、第7段階と第2段階を、今言った私の数字で大体17.5になるんです。計算すれば。だから、それぐらいは3,400万円もともと予定してない金があって、それ引き下げるのに3年間で2,800万円で済むわけですから、まだ600万円余るじゃないですか。十分できる話ですよ。これ町長、決断1つなんです。住民の中に不公平を持ち込んでいるんです。

それと、もう1つ言うならば、この第8段階、第7段階、第2段階、第8段階は1つになっていますから250万円以下の人数は私聞いていませんので、わかりませんが、半分として340人になるんですね。これを全部3つ足すと、大体全体の65歳以上の、要するに1号被保険者の4分の1になる。25%。だから、25%の人がほかの人より不利益が大きい、これはもう差別ですよ、はっきり言って。それをわかった時点で本来なら是正せなあかん。

私も反省していますよ、もちろん。策定委員会的时候に、そここのところは、段階の中でそれ変わっているの知らなかった、知らなかったというか見つけられなかったから。でも、3月議会のこの本会議ではそのことは指摘しました。だから、その部分だけでも是正すべきではないかと言った。しなかった。

しかし今回、決算が確定して、1億1,800万という見込みの基金よりも3,400万円も予定外に余ったわけだから、それを使えば十分できるということで、今回一般質問してるわけです。

できない話じゃないんですよ、金がないからできないんじゃないんですよ。やる気があるかどうかの話です。町長どうですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

第6期の保険料を11段階に設定をしております。その中で、議員御指摘のとおり、前期の第5期に比べて大幅に上がっている階層があるということは指摘のとおりでございます。しかし、逆に考えますと、第5期の第5段階では、先ほども答弁させていただきましたが、保険料収入額で148万円から370万円という幅として140万円という下限の部分の2.5倍の収入の方も含めて、同一の段階に設定をされていると。

今度は、9段階から11段階という段階階層をふやして、所得に応じた形の段階を設定していただいた。この段階が大きく変わるとき、ふえるときについては、当然安く抑えられていた人が上位の段階に規定をされますので、当然前期と比べると、第6期の場合については引き上げ幅が大きいところが出てくると思います。

これが仮に第7期になって同じ11段階、同じ構成でしていれば、議員御指

摘のとおり同様の近い引き上げ幅になってくるだろうと思いますし、第5期に対して第6期の保険料の段階も同じ9段階で同一階層で設定をしていれば、引き上げ幅は変わることはなかったと思います。これは段階をふやしたことによるものでございますし、1つは低所得者の負担を軽減するということとあわせて、収入所得に応じて応分の負担をしていただくということで、見直しをした。これについては、見抜けなかったどうこうと議員おっしゃいましたけども、この考え方については理解をいただいているというふうに思います。

それと、第5期のときには町長が5,000万の基金の取り崩しを6,000万、1,000万プラスして保険料の引き上げについて抑制をしていくという決断をしたとおっしゃいました。それは、第5期を迎えるに際して、3年ごとの見直しの段階における最終の決断でございます。議員、今回提案されておられるのは、第6期に今入っております、初年度目であります。期途中3年以後を1期としますので、その途中において上げる下げるという論議をされております。

介護保険料というのは、基本的に3年間を1つのスパンとして大きく変動させる。例えば、単年度的に収支が黒字になったマイナスになった、あるいは前期の決算の段階で大幅に剰余額が出たからということをもって、次の期、今回第6期の1初年度目ですが、その段階でそれを踏まえて引き下げをするどうこうということについては、むしろ負担する側の皆さんについて混乱を招くというふうに考えているところでございます。

○議長

山口君。

○7番

混乱招かへんよ。下げてもらうのに。それやったら還付方式にしたらいいいじゃない。今はやりの。だって、今課長ね、言っていることはわかるよ。4期から5期になるときに、所得の金額の上限が変わったと。それからならして全体を見れば、今回40%上がっているけど、その人は前のときに余り上がってないんだとこう言いたいんでしょう。違いますよ。そら僕はもっと古いのは知りませんよ。そんな古くから全部、2000年に始まったときから計算するならそら知りません。階層もっと少なかったでしょう、区分が。

そんなこと言い出したら、あんた前のときにつて同じ人じゃないですよ。毎年新しく65歳になるんですよ。わかりますか。2000年からずっと65の人やったらもう今80になっているんですよ、もちろんそんな方もいらっしゃるでしょうけど。だから、そこのところは、そんな議論成り立たない。そんな議論成り立たないし、年度途中やからできないって、できないことないで

しょう。年度途中でできますって。町長の決断1つですって。

だから、料率変えられへんのやっていうけど、変えるって上がるところは出てこないんですよ、今言っているのは。8を2つに分ける、第8段階を2つに分ける、7段階と第2段階の料率を0.05ずつ引き下げるってこれだけの話じゃないですか。そんなん、町長、ほんまに町長の決断1つですよ、こんなん。

もう1回、そら介護の運営協議会開いていただいても結構ですよ。そこで意見聞いたらいいじゃないですか。別に何も年度途中からって、来年からでも構いませんけども、今年度分はじゃあ還付したらいいじゃないですか。

要するに間違っただけをわかった時点でやっぱり是正する。住民が得していることならいいですけども、住民に負担をかけていることですから、これは絶対にやってもらわないと私は納得できない。今の説明は全然説明になっていませんよ。

町長、答えてください。やらないんやったらやらないってはっきり言ってもらっても結構です。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

たしか先ほど答弁でさせていただきました、介護保険法129条の第3項、これについては、先ほども申しましたようになっていなければならないという規定がございます。条文がございます。絶対の禁止事項では、条文上はなっておりません。しかし、実質的には禁止事項に近いものというふうになっております。

近隣の状況でも介護保険料を引き上げる、引き下げるということも含めて、なかったかといえば期途中であった部分も含めてございます。

これは、1つはそれが認められているものというのは、介護保険料の算定に際して、介護保険料を低く設定するがために算定を、言い方は悪いですが、故意に計算式をごまかした。その結果、介護保険制度に大きな欠陥を、運営に大きな欠陥をもたらすということになったということで、県あるいは国からの大きな指導があって変更をしたことはございますが、3年の1期の中で引き上げる、引き下げるということについては、そういうこと以外は認められていないのが実態でございます。まずそれを理解をしていただきたいと思います。

次に、年度途中で特に引き上げ幅の高い方について、これは年々の人が変わっていくということをおっしゃいました。それは全てがそうです。先の方が積み立てた部分のお金も含めて次に持っていくわけで、それは皆さん引き継いでいくというふうに考えていくべきだというふうに思います。

それと、今回議員がおっしゃったみたいに高い部分、引き上げ幅が大きいと

ころについて、必要とする議員が算出された2,810万ということですからいけるやないかという話です。これは、この剰余金として生み出したのは、じゃあこの引き上げ幅の大きい階層の人たち、今回課税を賦課させていただいた方たちの分だけなのかどうか。全体として剰余金が生まれたものを、この一部の階層の人たちだけに返還をするということになるのかどうか。これは還付金かどうかということは別にして、そういう意味では大きな矛盾があるというふうに考えているところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

最後の話なんかしたら、基金意味ないじゃないですか。単年度会計なら全部単年度会計でやりなさいよ、それやったら。それやったら基金意味がないでしょう。毎年違う人なんだから。一般会計だって一緒ですよ。亡くなる人もいれば生まれてくる子もいるわけや。そんなむちゃな論議ありますか。基金生み出したのは誰か。保険料払っている人に決まっているじゃないですか。そのほかは法律に基づいて出されているんですよ。市町村によって保険料みんな違うじゃないですか。

だからそんなこと言っているんじゃないんですよ。できない話じゃないでしょう、法律で禁止されてないって今言ったじゃないですか。完全な禁止事項ではないと、現にやっているところもあるんでしょう。

ほんで、初めのやつが間違っていた、間違っていたって町が認めればいいじゃないですか。40%も上がるようになるとは思っていなかったと。変更で。

問題はそこなんですよ。住民に対してどういう真摯な態度をとるかっていうことなんです。それ以外のことなんてほとんど聞いてないんです、ここでは。わかった時点で不公平があるから是正してくださいねっていう話なんです。だから町長に聞いているんです。課長何ぼ答弁したって一緒ですよ。

○議 長

町長。

○町 長

第5期の保険料につきましては、9段階ということでありました。第6期につきましては、もう少し所得階層に応じた保険料にさせていただくということで、11段階ということになっております。

その中で、今御指摘の第5段階の方の一番所得が高い方について、非常に保険料が上がったということですが、それは今申し上げましたように、この段階を細やかにしたことによって第5段階の一番高い人については保険料

が事実上上がったということでございますが、考えによりましたら第5期のときにその方たちは一定安く抑えられていたということでございまして、そのために見た目としては何倍もということになっておりますけども、第6期のこの保険料については、以前よりも公平で公正な保険料になっているというふうに私は思っております。

直ちに還元したらどうかというお話でございまして、第6期がまだ1年の結果だけでございますので、やはりここは3年を通じた財政状況をよく見ていかなければならないんじゃないかと。1年だけで当初予算よりも下回ったから直ちにというわけにはまいらないというふうに思っておりますので、山口議員のおっしゃっていることは一部わからないことはないですけども、やはりここはできないという答えでございまして。

よろしく願いいたします。

○議長

山口君。

○7番

町長もわかってないようですね。4期から5期に上げたときは、全ての階層21.3%の負担増でした。全てです。一緒です。その階層だけ低かったということではありません。3期から4期が引き下げ、ちょっと引き下げ、2期から3期か、2期から3期にちょっと引き下げがあったと思いますけども、4期から5期は上げ率全部一緒なんですよ、21.3%です。それで、私さっき町長ね、3,400万余ったのは6期に入ってからじゃないんです。終わった第5期3年間のトータルが、3年間だけの収支をとると数百万の黒字なんです、平群町の介護保険。だから、基金が町長の英断で1,000万積み上げて6,000万投入することになったけど、1円もつぎ込んでないどころか、基金ふえた。わかりますか。剰余金がふえた。その結果から見ても、今回、わかりませんよ、今後のことは誰もわかりません。そら一気に赤字になるかもわかりません。でも、その過去の経験も照らして見るならば、もともと6期の計画を立てるときに1億1,800万だった基金が実際は1億5,200万になった。3,400万円余分にあるじゃないですかと。1億1,800万円のうち計画では6,800万円基金取り崩すことになっているんです。だから、本来、この第6期、27、28、29、29年度の最終終われば、基金が5,000万になっていたら計画どおりです。

でも、もう既に3,400万余っているんだから今の計画だったら8,400万残ることになるんでしょう。だから3,400万円使って、この要するに上がり過ぎた部分だけ下げたらどうですかという、一番まともで一番町として

はやりやすい提案をさせていただいているつもりなんですけどもね。だから町長の決断次第やというのはそこなんです。

今の町長の答弁は全然私の話、質問とはかみ合っていない。全然違うレベルの話です。だから一部わかるっていうのはどこをわかってはるのか知らんけど、そういうことなんですよ。だからできない、僕がここまで言っているんですけど、町としてはそういう不公平があろうとできないとおっしゃるんだったら、それが町長の姿勢ですから、そのように受けとめて、今後この問題をどうするかやりたいと思います。そうでないと、この議論、何ぼやったら平行線ですから、ほんならそこだけ聞きます。

今の私のお話を理解した上で、不公平と私は思わないと考えているんでこのままでいくということではよろしいですか。町長ですよ。

○議長

町長。

○町長

先ほど御答弁したとおりでございます。

○議長

山口君。

○7番

じゃあそのように理解させていただきます。

もう一度最後に言うておきますが、本当に年金で生活してて、合計所得190万っていうたらそんなに、年収でもそんなに300万ないでしょう、多分ね。と思うんです。そういう人たちが4割もね、負担増になる。金額で言ってもすごいんですよ。この前、何かの資料で出したと思いますけども、どこに書いたんかな、相当な引き上げになるということで、私の試算ですれば、それでいけば大体9,500円下げられるんですよ、第8段階の250万円未満の人はね。今8万4,600円になっているんですよ、年間。それまではたしか、その6割ですから5万円ぐらいやったと思う、5万ちょっとやと思うんですね。そんだけも上がっているというね、この負担感。その人たちがやっぱり300人から400人いらっしゃるというね、人数また原課で出してもらえばいいですけども、このことはしっかりやっていただきたいし、この問題については、今後も引き続き質問させていただきます。

町長がそういうふう結論的におっしゃったんで、それはそれで結構ですが、私はその町長の答弁は認められない。住民の立場に立って考えれば、余りにもひど過ぎるということは意見として述べておきます。

これはこれで結構です。

○議長

引き続き2点目の答弁。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目め、遠距離通学児童・生徒への補助制度の拡充についての御質問にお答えさせていただきます。

議員お述べのように、平群町では信貴山地区児童・生徒通学費助成金交付要綱があり、平成15年4月1日より信貴山地区から平群南小、平群中学へ通学する児童や生徒に対して、信貴山から信貴山下までの間の路線バス定期代の半額を保護者の負担軽減を目的に助成しております。

現状といたしまして、対象地区であります信貴山地区には6名の児童・生徒が在籍しており、その内訳としまして平群南小学校児童が5名、平群中学校生徒が1名在籍しております。そして、そのうち路線バスを利用して通学助成を受けている児童・生徒につきましては、平群南小学校に通う3名となっており、その他の児童・生徒については、保護者の方に近鉄信貴山下駅まで送迎してもらって、電車と徒歩で通学しているというのが現状でございます。

そこで、まず1点目に公共交通利用の場合、通学定期代を全額補助すべきと御提案いただいておりますが、電車に限ってみますと平群町全体で電車通学している中学生は43名であり、そういう意味では財政的負担も出てきます。そういうことも含めて、助成するのは難しいものというふうに考えております。また、そうしたことから信貴山地区の児童・生徒の通学費助成の拡充についても、町全体の保護者負担のバランスも考えて、現行の半額助成が妥当な範囲というふうに考えております。

次に、保護者が学校まで自家用車で送迎することを認めてはという御質問ではなかったかなと思います。

これにつきましては、現在も保護者からの申し出があれば、遠距離通学に限って、学校長の判断で家庭事情を総合的に勘案し、柔軟な対応をとっていけるというふうに考えておりますので、ケース・バイ・ケースではありますが、今後も、議員おっしゃるとおりこの方針のもと、車送迎を認めていくこととしたいというふうに思っております。

○議長

山口君。

○7番

あのね、もちろん信貴山地区の場合を出したんですが、バスは非常に高いんですよ。僕も初めて知ったんですけど、奈良交通の場合、日割りで学期ごとに定期が買えるということで、1学期、2学期、3学期と分けて買ってるとい

う話でした。これは、近鉄電車のほうは、特に子どもの場合、半額でなおかつ通学定期ですから、非常に安価になるわけですけども、バスの場合もともと、特に高校なんかでも県内の高校へ通う場合、親が選ぶ基準の一つにバスに乗らなくてもいいというところを選ぶというのがあるんですよ、うちもそうでしたけど。それでもバス乗って行ってましたから、びっくりしましたね、バスの定期代には。だから、そのところをもうちょっと、やっぱり助成する必要があると思うんです。

もちろん、平群町全域の場合を考えて、そう簡単に全部助成するというのは財政的な問題もありますが、この間、平群町、このバス代助成してるのをずっと見てみると、平成22年ぐらいまで確かゼロ円というのが多かったんです。誰もバスを使ってなかった。子どもがいなかったわけじゃない。電車でおりにくる子は、私も竜田川の駅でよくピラをまきますから、信貴山の子、3人とか4人とか、年によって変わりますがおりにくるのを見ますから、だから電車に乗ってた。でも、バスは高いから乗ってなかった。こういうことだと思うんですね。それが、親の方針ももちろんあるでしょうから、できるだけバス通学を、公共交通で行かせたいという親の方針のもとに、バスに乗せる。

ただ、このバス、本当に利用しにくいんですよ。何分のバスに乗ると思いますか、南小学校へ通う小学生。7時8分に乗るんです。ほな信貴山下に7時15分に着くんです。ほんで電車一本おくらすんです。その後来た電車に乗らないんです、早過ぎるから。次の電車に乗って竜田川駅でおりに、今度は、さっき西本課長が言ったように、信貴山下で集合場所になってるんですね。そこで集まって、バスで乗ってくる子と親が送ってくる子と、信貴山下駅で合流するんですね。電車にはみんな乗るわけ。竜田川の駅でみんなおりにくる。次、どこへ集まるかという、西宮2丁目の子が集まる集合場所へ集まって、それから南小学校まで歩いていく、こういうルートです。朝7時8分に乗ろうと思ったら、7時前ぐらいには家を出ないとだめでしょう。学校へ着くのが多分8時過ぎかな。バス、この間にないのかといえば、次、7時58分までないんです。なぜ7時58分かかりますよね。7時58分、三郷の小学校へ行ってる子がこの時間に乗ると、ぴったしなんです。もちろん、あそこは三郷町が補助金相当出してますから、三郷小学校の子が使えるように時間設定するのは当たり前のことだと、私も思うんですよ。

時間もそういうことで、本当なら乗せたくないんだけども、教育的にそのほうがいいかなと思って乗せてるとというのが1点あって乗せてるんだけど、3人もいてると、さっきも言いましたように相当な出費になって大変と。この子ら全員、南小学校に行ってる信貴山の子は、全員帰りばらばらですよ、言っとき

ますけど。電車とバスで帰ろうと思ったら、家まで2時間かかる。南小学校を出て竜田川駅へ行って、信貴山下でおいて、次バス、あそこは1時間に1本が相当間があきますから、授業が終わってから帰ると、大体2時間は絶対にかかるということです。学童へ行ってる子は全員親が迎えに行くことになってますから、帰りは乗らない、だから片道だけ。年間、さっき言ったような金額負担せざるを得ないと、こういうことになってるんですね。

今、半分しか出さない、私は今回、信貴山のことしか言いませんけども本来なら、よく全国各地で遠距離通学の助成やってんのは4キロ以上とか一定の距離を決めて、それ以上の子については自転車であろうが親が送ろうが、市町村が一定遠距離通学の助成をするというようなことが、あちこちで結構あるようです。ネットで見ても、いろいろ出てきます。大きい都市も、神戸市、横浜市なんかでもやってましたし、小さい自治体でやってるところもたくさんあります。平群町も平成15年だったらもう12年になるわけですから、ちょっと実情に応じた援助・助成の、これも子育て支援の一環ですからそういうものを考えたほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。このことは、もうこれ以上言ってもあれですけども、もう1回検討してほしい。検討できるかどうかだけ、これは教育長にお答え願いたい。

それと、2つ目の、今でも私が提案したようにやっていますよと言うんだけど、そんなことないですよ。教育委員会のほうの指導で、例えば信貴山の子だったら信貴山下で集まらなければならない、こうなっていると聞いてますよ。そんな指導してないんだったら親にそう言わないと。親は、そこへ集まらないとだめだから、教育委員会、名前まで聞いてますよ、誰がおっしゃったかというのは。だから、今の課長の答弁とは全然違うんですよ。そういうことだったらそういうふうに指導してもらったら、私何もここで質問する必要も何もない。

その2点、どうでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

かなり、平成15年度以降たってて、実情にあったことの中で検討する気はないのかというふうな、まず1点目です。

これについては、実は信貴山地区の保護者、利用している保護者も含めて、地区の総代さんも含めて、2回ほど実情について意見交換をさせてもらって、先ほど申し上げたようなことで説明をさせてもらってます。そのときも、言うてんのはもう、これから皆、援護も含めて一切何も改善しないというふうなことではないですけども、今現時点ではできないということを申し上げます。

何かいい方法があれば、それは考えればいいかなというふうには思っています。

それと、自動車送迎のことについては、改めて今回、一般質問をいただきましたので、学校のほうにもその実情について問い合わせして確認をしてるんですけども、学校のほうからは自動車での少なくとも南小学校、北小、平群小含めてですけども、今まで保護者から自動車での送迎についての相談が一度もなかったというふうなことを聞いてます。あれば当然、先ほど申しあげましたようなことで、柔軟な対応で考えていくというふうなことですんで、御理解願いたいと思います。

○議 長

山口君。

○7 番

1点目は、検討してもらおうということで、今後もいろんな方がまたいろいろ提案されるでしょうから、遠距離通学については子育て支援の観点から、教育委員会としても一定の前進的なものをつくっていただければということで、これはお願いしておきます。

それともう一つのほうは、今、課長、各学校に聞いたと。学校じゃない、教育委員会ですよ。教育委員会ができないということを使ったということですから、ここは間違わんといてほしい。学校に相談したんじゃない、教育委員会の中に入ってそれはできませんという、しないでくださいということを使ったらしいからそこを言ってるんであって、最初の課長の答弁やったら、私もそのとおりやと思います。何でそんなことを規制すんのかなと。けったいなことすんなど、教育委員会もと思ってたから、窓口に行って聞けば済む話ですけど、やっぱりどっかできちっと議事録にも残して、きちっとしとかなあかんと思ったから言ってるんであって、教育長、教育的立場からはどうですか。絶対に集団登校で、どっか集まるとこ決めて同じ地域の子は同じように行かなあかんというふうに思ってはらへんでしょう、今は課長の答弁と一緒にやと思いますけど。教育長としても、何でそんなこと質問すんねやろと思いはったんやろうと思いますけど、どう思いはりますか。私が言ってるのは、課長と私の考えは一緒なんですけど、でも教育委員会の一部の人はそんなことなしに、そういう指導をしてはるんですよというの、そんなことは絶対にあり得ないということなのか、あったらすぐにそんなことやめさせますということなのか。自由でええんでしょ。

ということで、もう一回答弁もらえますか、その点は。

○議 長

教育長。

○教育長

ただいまの御質問にお答えします。

通学経路、それから通学手段、これにつきましては小学校児童の登校ということで、P T Aの役員さんである地区委員さんと学校とが協議し、例年、約3月ぐらいですかね、次の児童・生徒の入学名簿ができました段階で、通学路というのはその年度によって、卒業とか入学でメンバーの構成が変わってきますので、3月末に次年度のメンバー構成を考えながら、いわゆる学校と協議してどういうふうな通学経路、あるいは通学手段をとるか、こういうようなことを学校と保護者、P T Aとの間で協議をしていただいております。

学校、地域とも児童の登校につきましては、集団登校は一応前提とはしておりますけれども、地域や家庭等の事情により、バスあるいは電車、または自家用車、そういうようなもので、登校している児童もいるのは現実であります。ですから、通学につきましては家庭の判断に委ねているというところが現状であります。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

家庭の判断に委ねているというのが結論ですね。でも、実際そうはなっていないで、間に入った教育委員会の人、そんなことしてもらったら困るということで、そういう話もあったということはお伝えしておりますから、とりあえず家庭の判断で車で、とにかく安全ということが一番大事ですし、さっきも言いましたように7時5分ですからね。小学校へ通うのに朝7時5分、ないこともないやろうけど余りにも早過ぎて、弁当の日なんか、給食があるから弁当は余りないでしょうけど、そういうこともあるんで、ちょっとその辺は徹底してくださいね。後はもう窓口で話できることですから言いますが、そのことはそのことを確認して、ちょっと早く終わり過ぎるようですけども、これで一般質問を終わります。

以上です。

○議 長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

引き続き行います。

発言番号4番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○9 番

おはようございます。

議長の御許可をいただきまして、2項目について質問をさせていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますよう、お願いをいたします。

まず1番目の質問は、平群の駅前に出張所をつくりませんかです。

平群の創生への小さな声、住民の声が大事であります。平群駅前に町の住民サービスの窓口を設置しませんか。その窓口では朝、町民が出勤や所用で平群から出かける人々を対象にした町が発行する各種証明書の受付、それを帰町時に発行され手渡されるようなシステムづくり等を考えてみたらいかがでしょうか。

この窓口業務を、駅前のお店に委託して代行手数料を支払ってはどう考えます。町民が身近な役場と考えてくれるような計画ではないでしょうか。他市町村では既に対応されているようです。駅前を町役場の顔にしませんか。

また、駅前の店に観光ガイドのパンフレット等を置いていただき、嶋左近さんや松永弾正さんもPRできます。非常に好評になるでしょう。真剣にこのような発想を考えるべきです。

もちろん、平群駅前だけでなく東山駅、元山上口駅、竜田川駅にも考えてみませんか。他市町村のこのような事例があるでしょうか。町の便利性をアップしませんか。人口減少のストップを考え、駅前は町の顔です。町民の皆さんの便利性を考えることです。今の行政の環境下のもとでは、そんなに困難なサービス政策ではないでしょう。町長はどのように思っているかです。

2番目の質問は、町内の防犯カメラ等の設置状況についてです。

昨今のマスコミ報道から、防犯カメラ等がクローズアップされています。本町では過去に、東山の楓ちゃん事件で町民の皆さんに大きなショックを与えました。その後、皆さんのボランティアで防犯活動が活発になり、各地域で行われております。その後、大きな事件もなく平穏な町で町民の皆さんに感謝いたしております。

しかしその半面、事件というのはいつ発生するかはわかりません。常に防犯体制等は必要であります。そこで町内の防犯カメラ等の設置状況については、町の総務防災課で、いろんな視点で考えてもらっていることかと思えます。防犯カメラ等は監視カメラ、防災カメラとも呼ばれています。主な用途としては、事件や自然災害発生時の計測や記録にも役立っています。使い方を変えれば、竜田川等の大雨や豪雨のとき、予測不能時には、気象状況にも利用できるツールにもなります。

しかし、プライバシーの侵害と言われることもあります。難しい問題もありますが、昨今、録画はもちろん、録音もでき安価になってきております。

カメラは、川の水量監視や道路災害、崩落などや、交通事故の監視ができま

す。他自治体では民間企業が設置する際、補助金の交付もあると聞いております。本町でも検討する必要があるのではないのでしょうか。

また、町内のどこに設置しているかを質問したいのですが、プライバシー侵害を考え詳細は尋ねられませんので、答えられる範囲で国道168、あるいは県道、このような筋名及び河川名でお教えてください。何カ所か設置されているかと思えます。よろしく願いいたします。

その費用は県や国の補助金等があると聞いております。本町の商工会等ではにぎわい補助金とか、まちづくり補助金等があったと思いますが、いかがでしょうか。本町では、どうなっているかも合わせてお尋ねいたします。

さらに、こども園、小中学校周辺の設置状況はどうなっているのでしょうか。これもお尋ねいたします。文部科学省でも、子どもの安心・安全の視点から、支援していると思えます。学校関係の防犯・監視カメラ等の補助についての対応もお尋ねいたします。

次に、このような防犯カメラ等のない地域のためにも、夜間の安全として、今後の街路灯の充実を図ってほしいものです。

町の活性化に力を投入される、このようなまちづくりも創生政策の一つではないのでしょうか。これからも、提案を続けていきます。町長の御見解をお尋ねいたします。

以上の質問に対して、前向きな町長の考え方等について、具体的な御所見をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の1項目めの平群の駅前に出張所をつくりませんかについてお答えいたします。

他府県では、住民の利便性を考慮し、業務時間内に来られない方のために、取扱所を設置し、住民票等の発行業務を民間業者等に委託している自治体もございます。

議員御提案のシステムにつきましては、住民の利便性向上につながり、議員がお述べのように駅前出張所としての町のPRの場としても活用できることが想定されるのではないかと考えます。

ただ、取り扱い事業者等の選定基準の問題や、窓口の確認等の仕組みや個人情報取り扱い等、解決していかなければならない課題もございますが、比較的、財政出動が少ないと想定されるものであります。議員からの貴重な御提案として受けとめさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお

願いたします。

○議 長

高幣君。

○9 番

ありがとうございます。非常に簡単明瞭なお答えでございますが、いずれどうなるかというのが問題だと思います。

そこで、ちょっとつけ加えてお聞きしていきたいんですが、私は今回の質問はどんな立場で考えたのかと申しますと、駅前出張所と格好では非常に厳しい言い方になっておりますけれども、やはり駅前役場やという考え方も必要だと思うんです。町長が、前に公約か何かでおっしゃられた文化センターも、これは一つだと思うんです。私も、こういうことは賛成でございます。

そこで、町長にお尋ねします。町長は本庁の財政状況から、本町役場の駅前、あるいは文化センターというのを、どんなふうにお考えでしょうか。非常に財政的な面では大変でしょうし、また駅前開発がこれから進んでいくわけですから、ひとつよろしく御回答お願いいたします。

今回の駅前出張所の話も大事ですが、これはもっと大きく言えば、駅前開発が一番大事であります。それは、やはり駅前ですべてできる平群駅と、こういうふうに考えるべきじゃないでしょうか。それが、町民の夢ではないでしょうか。町長、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議 長

町長、通告の範囲内で答えてください。出張所の件についてだけ答弁してください。

政策推進課長。

○政策推進課長

高幣議員の御質問でございます。

ちょっと中身のほうが、今回、御通告いただいた部分との範囲でということでございますが、今、現時点で駅前に出張所であるとか、文化センターの件も含めてなんです、まだ具体の計画というのが明文化といいますか、明らかになっていない状態でございますので、その部分についてどうだというふうには、なかなか判断もできかねますので、きょうのところはそういうことで御答弁申し上げたいと思います。

○議 長

高幣君。

○9 番

ちょっと、他市町村の事例、御存じでしょうか。これをもう一回、お尋ねい

たします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今のところ、うちのほうもちょっと調べましたところでは、市内の商店の協力などを得て、例えば京都府の京田辺市では、4カ所の窓口取扱所を開設されてるらしいです。それから、同じく京都府の向日市でも、そういうような形でやられてると。あと、埼玉県の春日部市も6事業者に委託されてるようでございます。あと、千葉県の鎌ヶ谷市とか埼玉県の越谷市とか、いろいろそういうようなところでも、実施しておられるという情報はつかんでおります。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。

そうやって、各市とかおやりになってるわけです。こういう例もあるんですよ。何も、正式な駅前出張所をつくるんじゃなく、コンビニとかお店などにもお願いしてやっている、こういうケースも非常にあると思います。そういう意味で、私は何でこんな話をしたかという、これからの平群駅ということを考えて私は申し上げておりますので、もう少し本来的に、駅前というのはどんなところなのか、皆さん方も平群の駅前、毎日ごらんになられてると思うんですけれども、夜になれば真っ黒け。これも大きな問題ではないでしょうか。いわゆる、防犯灯という考え方ですね、後でも出ますけれども、こういう観点でも考えていただきたいと、かように思っております。

この件は、これで結構です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の2項目めの町内の防犯カメラ設置状況についてということで、この御質問についてお答え申します。なお、回答は複数の担当にまたがりますが、一括して答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、御質問の国道等の設置状況であります。私どものほうから確認等をいたしました。ただ、この点につきましては、何分にも町が設置しているものではありませんので、ちょっと回答のほうは差し控えさせていただきたいというふうに思いますので、御容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、にぎわい補助金等についてのお尋ねであります。全国商店振興組合

連合会から、国からの補助金を受けて基金造成し、その基金を活用して地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を支援し、身近で快適な商店街づくりを目指すことを目的とした、平成25年度補正予算事業で予算措置された商店街まちづくり事業のことではないかと思えます。

この補助事業の対象者は、商店街組織であり、町商工会は助成金助成対象者とはならないものでした。なお、現在この事業は平成27年度で終了されております。

次に、こども園、小中学校周辺の防犯カメラ設置状況についてであります。はなさとこども園は玄関、駐車場、園庭で3台、ゆめさとこども園は正門、玄関、通用門、裏門とで4台設置されております。また、小中学校は、平群小学校は正門、北門、南門で3台設置、北小学校は正門と裏門に2台、南小学校は正門、裏門で2台、中学校は正門で1台設置されております。

文部科学省の防犯監視カメラ補助メニューについてですが、補助金は3分の1の補助金と起債が75%の財源措置となっております。事業内容といたしましては、学校の防犯対策の観点から、必要となる設置事業に対しての補助金となっております。平成25年から実施した平群小学校の大規模改修工事の際に、この補助金メニューを活用して、防犯カメラ及び校門の防犯対策工事を行いました。今後とも、児童・生徒の防犯体制の確立に鋭意努める所存でございます。

次に、防犯カメラの設置補助であります。安全・安心なまちづくりには重要であります。県等の補助金の状況も確認する中で、他市町村の先進事例等も研究調査し、前向きに検討していきたいと考えております。

最後に、防犯灯の充実についてであります。現在LED灯への切りかえを推進し、また増設につきましても、自治会分は防犯灯補助金にて交付しており、町管理分につきましても、必要に応じて増設等に対応しております。今後も、夜間の安全確保に向け、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。

具体的な場所については、これは余り公表するものではないと、私は思っておりますので、その点は十分理解いたしております。

そこで、昔からよく言われるんですけども、備えあれば憂いなしと、こういうふうに言うわけです。そういう意味で、やはり平群町の犯罪や自然災害等を未然に防ぐと言ったら変ですが、結果的に防ぐことになりますので、こうい

う意味で私はこの備えあれば憂いがないという言葉を大事にしていきたいと思
いますので、町全体としてこの言葉を大事にやっていただきたいと思いま
す。

ありがとうございました。これで終わります。

○議 長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 1 時 4 7 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 5 番、議席番号 1 0 番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○ 1 0 番

1 0 番、窪でございます。まず最初に、さきの豪雨災害に遭われた皆様に心
よりお見舞い申し上げます。

それではただいまより、議長の許可を得ましたので、先般通告させていた
だいております 5 項目について質問させていただきます。

まず大きな 1 項目めは、防犯カメラの設置で犯罪抑止対策をについて質問
いたします。

8 月に、寝屋川市の中学 1 年生殺害事件が発生しましたが、余りにも若い 2
人の人生の可能性が閉ざされ、心より御冥福を祈るばかりであります。報道に
よると、その後の対策として寝屋川市はスクールカウンセラーの派遣による、
他の生徒への心のケアはもちろんのこと、犯罪捜査に防犯カメラの果たす比
重が大きいことや、犯罪防止効果も期待できることから、市内に防犯カメラを
設置して、同様の犯罪を抑止する方針です。

近年、防犯カメラはさまざまな場面で普及しており、マンションのエント
ランスやエレベーターでは、防犯カメラが当たり前のように設置されてお
ります。また、駅や道路、公園といった不特定多数が利用する公共空間で、
防犯カメラを見かけることも多くなっております。防犯カメラの映像が犯人逮捕
の決め手となった殺人事件も多数あります。

そのようなことから、街頭防犯カメラは現在、繁華街や公共交通機関でのテ

口対策、ひったくりや自動車窃盗などの街頭犯罪対策、道路や公園などの公共空間での子どもの犯罪被害の防止対策といった社会的要請があり、3つの効能が期待できると言われております。まず、犯罪を抑止すること。2つ目、設置場所の利用者に安心感を与えること。3つ目、犯罪捜査に貢献することと言われております。

そこで、町民を守るため、今や街頭防犯カメラは犯罪を未然に防ぐ備えとして必要不可欠な設備との観点から、5点にわたりお伺いいたします。

1点目、平群町が設置している街頭防犯カメラの現状について。

2点目、コンビニなどの店舗や駐車場への防犯カメラ設置の現状について。

3点目、防犯カメラの効果について、どのようにお考えでしょうか。

4点目、地域のボランティアの方々も、登下校時、子どもたちの見守り活動に取り組んでいただいておりますが、プライバシーも考慮に入れながら、学校通学路や駅、公園などの不特定多数が利用する公共の場所に、計画的に街頭防犯カメラを設置するべきではありませんでしょうか。

5点目、自治会等への防犯カメラ設置補助金を創設し、地域防犯の目的で新たな防犯カメラを設置する自治会等に、その設置費用の一部に対して補助金を交付してはどうでしょうか、お尋ねいたします。

大きな2項目めは、学校トイレの改修についてを質問させていただきます。

平群北小学校の保護者の皆様から、特に1年2組の前の男子トイレの悪臭がひど過ぎるとのお声が多数寄せられ、実態を把握するために私は視察をさせていただき中、現状を岩崎町長にお伝えし、早急な改善を要望させていただきました。教育長とも連携をとっていただき各学校の緊急調査をし、現状把握をされ対応していただく中、夏休みが明け9月に再度視察させていただいたところ、トイレの悪臭がほとんど感じない状況まで改善されておりました。保護者の皆様からも、悪臭を感じなくなったとお聞きしております。まずもって、敬意を表します。具体的な改善対応についてお伺いいたします。

また、今、教育現場ではトイレの洋式が少なく、低学年の児童で和式のトイレに行けなく我慢するケースもあり、健康にも悪影響を及ぼします。さらに、災害避難所としての役割を備えなければなりません。現在、町内の各学校トイレの大便器の洋式化率は、平群小学校はもちろん100%ですが、平群中学校は17%、平群北小学校は15%、平群南小学校は22%で児童・生徒の生活様式に合ったものとなっております。

今後は、よりよい教育環境を確保する観点から、トイレの洋式化に可能な限り早期に整備計画を立てることが重要と考えますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

3項目めは、ICTを活用したテレワークの導入をについて質問いたします。地方創生の実現には、今、多様な働き方として、近年注目されているテレワークという形態の働き方の活用が不可欠となります。テレワークのテレとは、離れたところという意味ですが、パソコンや携帯端末などのICT情報通信技術を活用し、場所や時間に捉われない柔軟な働き方のことで、具体的には在宅勤務、サテライトオフィス、モバイル勤務の主に3つの実施形態があります。

ただし、従来の職場中心の働き方を否定するものではなく、選択肢として加えることで業務の効率化を図り非常時の課題を解決したり、職員の働き方の質を高めたりすることが可能となる新しいワークスタイルです。平群町においても、仕事と育児・介護の両立ができるよう多様な働き方ができる改革が求められていると考えます。

ICTを活用した在宅テレワークの普及について2点お伺いいたします。

1つ目、町職員へのテレワーク等を利用した在宅勤務を可能にするための課題について、どのように認識されておられますでしょうか。

2点目、地域版アウトソーシングとしてテレワークを活用して、町役場の仕事を町内の方に発注することで、地域の事業所やさまざまな事情により就労機会が少ない方々の参加が可能となるため、アウトソーシングの目的の一つである雇用創出や地域の活性化の促進につながります。

高知県では、これまで県職員が行ってきたデータ入力やテープ起こしなどの比較的小さな仕事を、テレワークを活用して県内のSOHO、つまりスモールオフィス、またホームオフィスのグループなどにアウトソーシング、つまり民間委託されており、これまで現金収入の機会がほとんどなかった地域の主婦が、自宅で仕事ができるようになった、仕事を通じて社会とのかかわりを持ち地域を見詰め直すきっかけにもなり、グループの中には県庁からの仕事を行うだけでなく、地域の他のグループも巻き込みながら地域の特産品の開発や販売に取り組むところも出てきて、地域版アウトソーシングをきっかけに、県内各地で地域活性化の担い手が育ち始めているようであります。

本町においても、アウトソーシングによる地域活性化という新しいモデルが、地方の元気を取り戻す一つとなることを期待できますが、検討してはどうでしょうか、お伺いいたします。

大きな4項目めは、証明書コンビニ交付サービスの導入をについて質問させていただきます。

証明書コンビニ交付サービスは、全国4万7,000店舗のコンビニエンスストアで住民票の写しのほか、印鑑登録証明書や各種税証明、戸籍証明、戸籍の附票の交付が可能となり、役場の開庁時間内に窓口に来られない皆さんが、

朝や深夜、また休日など住民の都合に合わせて受けることができます。4月1日現在で、全国自治体の100団体がサービスを実施しておりますが、来年1月以降は個人番号カードも利用できるようになることから、住民の利便性向上を初め、コンビニ店舗への分散による業務事務の窓口事務の効率化が図られる観点から、サービス導入を検討する市区町村が急増し、調査によれば全国800団体が検討中としております。マイナンバー制度の利用拡大が検討される中、個人番号カードの早期普及の点でも、コンビニ交付サービスへの期待が高まっております。導入を検討する団体はさらに拡大することが予想されています。

これまで私は、平成24年9月議会、平成25年12月議会において早期導入を一般質問させていただいてまいりましたが、いよいよ導入の時期が来たと考えます。平群町としてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

最後の大きな5項目めは、空き地に繁茂した雑草、また立ち木等への環境改善についてを質問させていただきます。

住宅街の空き地や空き家には所有者が手入れを行わず、雑草や立ち木が生い茂り見通しが悪くなっているところがあり、不法投棄の誘発につながる心配があります。現在、要注意外来種であるニセアカシアなどは繁殖力が強く、種を飛ばし空き地に繁茂しています。根が浅く風に弱く強風などで倒れた場合、周辺の住宅や住民に被害が生じるおそれがあります。周辺住民の生活環境が著しく損なわれるおそれや、犯罪並びに病害虫、火災、その他の発生原因にもなりかねないと不安を抱えられています。

平群町では、平群町空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例第3条の規定に基づき、雑草等の除去の通知を発送されていますが、そこでお伺いいたします。

1点目、いわゆる草刈り条例に基づき、雑草等の除去についてここ数年文書などによる必要な措置をした件数と、町に委託などされた現状についてお尋ねいたします。

2点目、今議会で上程されました空き家等の適正管理に関する条例では、特定空き家と認定された立ち木には適切な処置がとられますが、空き地に繁茂した立ち木については、枝それぞれの対応の仕方が違うので、草刈り条例の通知文書を送付するときに、近隣に迷惑をかけ環境を損なう繁茂した立ち木等については、個人で管理するよう啓発をすべきではないでしょうか、お伺いいたします。

以上、端的に明快な御答弁をどうぞよろしくお願いたします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、御質問の1項目めの防犯カメラの設置で犯罪抑止対策をについての御質問にお答えいたします。

議員御質問の1点目の平群町が設置している街頭防犯カメラの現状についてであります。現在、街頭において町が設置している防犯カメラはありません。なお、町設置のカメラにつきましては、施設の管理目的で建物内におきましては役場本庁舎ほか3施設で22台、屋外では各学校ほか野菊の里斎場等、8施設で駐車場通用門において19台設置しております。

御質問の2点目のコンビニなどの店舗や駐車場への防犯カメラの設置の現状についてであります。町内各コンビニ、スーパー等に確認しましたところ、各店舗におかれましては、店舗内外に複数台設置されております。詳細は、防犯面の観点から差し控えます。

3点目の防犯カメラの効果についてどのようにお考えかについてありますが、防犯カメラにつきましては、主に犯罪抑止、犯罪捜査時に役立つものであると考えており、監視していることによる犯罪抑止効果を求めるケースと、犯罪が起きたときの証拠確保を目的とする場合とに、設置目的が分かれるものと考えられます。

4点目の不特定多数が利用する公共の場所に計画的に街頭防犯カメラを設置すべきとの御質問であります。公共の場所への監視カメラの設置につきましては、必要であるというふうに考えております。

5点目の自治会等への防犯カメラ設置補助金の創設についてであります。防犯カメラの設置は、安心・安全なまちづくりには重要であります。県等の補助の状況も確認する中で、他市町村の先進地事例も調査研究し、前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

まず冒頭に、平群町が設置している街頭防犯カメラはないということであり。しかし、役場などの3施設、建物内には22台あって、学校等の公共の施設には約19台の設置がされてる。コンビニではコンビニ内の店舗内に複数設置しているということであり。そして、計画的に防犯カメラを設置すべきという質問に対して、大変前向きな御答弁をいただきました。必要であると考えている。

では、ここで再質問であります。必要であると考えているならば、ことし7月、香芝市の商業店舗で小学校6年生の女兒が連れ去られた事件等を受けまして、香芝市を初め広陵町等におきましても、県の補助金を受けて不審者の出没などのある場所に、防犯カメラの設置を決められました。また、本日の私どもの公明新聞なんですけれども、そこにも奈良県下で全国初なんですけれども、大和郡山市がことし8月に、市内にありますJR郡山駅の歩行者専用道路、駅の道路に防犯カメラシステム付きの自動販売機を設置されたそうであります。担当者の人はこのようにおっしゃられてるんですが、市と警察とNTTの3者が協定を結んで、防犯カメラシステム付き自動販売機を置くのは全国で初めてであると、このような例もどんどんどんどん挙がってきております。各自治体、あのような痛ましい事件がどこで起こってもおかしくないような時代になっておりますので、必要であると考えてるということですので、そこで2点お尋ねしたいと思います。

まず、やはり設置場所ですね、不審者が出やすい場所、効果が期待される場所というのは、なかなか町の担当課では把握がしにくいと思いますので、やはり警察とも協議して必要な場所の検証が必要と考えます。これは、必ずやっていただきたいと思います。この点が1点で、2点目は、必要であると、各自治体は前向きに取り組んでおられますが、平群町もそうであると私は確信しておりますので、来年度の予算に必ず反映をしてくださると受けとめさせていただいてよろしいのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから次の、自治会等にもやはり防犯カメラ設置を推進、啓発するために、これは平群町の行政だけではどのようにもできませんので、住民の皆さんのお力をかりながら、プライバシーの問題等もありますけれども、やはり地域の皆さんが防犯対策に取り組んでいただく中、この設置についても前向きに検討してまいりたいということですので、大阪のほうでは特にこういう助成制度、補助金制度が設置に対して2分の1とか、全額の補助をされてる自治体もたくさんふえてまいっておりますので、このことはしっかり普及促進のためにも、補助金の創設をしっかり検討していただくことを要望しておきたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

再質問の1点目の設置場所についての検討のことなんですけれども、この点につきましては、当然、警察とも連携して街頭犯罪への効果的な対策となるような場所ということで、その辺のところはまた、実施しますときには当然、打ち合わせもしていきたいというふうに思っております。

それから、来年度予算への反映ということなんですけども、現時点におきまして、言及することはできないですけども、やっぱりこういうふうな情勢になってるといこともございます。当然、この辺のところはしっかりと受けとめて考えてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

しっかりと危険な場所、警察もなかなか大変聞き取るのも難しいと思いますけれども、いろんな各団体と力を合わせて、平群の町民を犯罪から守るために取り組んでいただきたいと思います。

そして、来年度の予算に反映できるのかと、受けとめてよろしいですかということですが、受けとめて頑張りたいという前向きな御答弁だと、しっかりとこちらも受けとめさせていただいて、予算に反映ができるように取り組んでいただきたいと思います。

最後ですけれども、犯罪における手口が多様化して、凶悪化をしております。町民の皆さんを犯罪から未然に防ぐ備えとして、来年度、防犯カメラの設置、計画的な設置を要望いたしまして、これにつきましては終わらせていただきます。

○議長

引き続き2点目の答弁をお願いいたします。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目めの学校トイレの改修についてに関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のトイレの悪臭対策についてでございますが、教育委員会としても大きな課題であるというふうに認識しておりました中、議員初め各方面からの御指摘も受け、大規模改修を終えたばかりの平群小学校を除く、平群北と南小学校、平群中学校の3校における全てのトイレの状況について、各学校からの状況報告をもとに学校現場と連携して、合同点検による現状把握と環境改善に向けた対策を立て、児童・生徒の少ない夏季休業期間中に改善対応を行いました。

具体的には7月28日に平群北小学校、8月11日に平群南小学校、8月12日に平群中学校の点検を行い、まずその場の調整で改善できる箇所、次に部品等の調達で改善できる箇所、さらには業者による修繕が必要な箇所、この3

つの分類をして対応を行うこととしました。

改善の対応としましては、大便器の水がとまらないや、水漏れ等が原因で使用中止になっていた14カ所については、旧平群西小学校のトイレの部品を流用するなどして、現在は使用できる状況にまで改善いたしました。また、学校側には鍵が壊れている、換気扇の動作不良など、部分的な消耗品で修繕できる部分については対応をお願いしており、加えて窓ガラスのひび割れ、入り口の建具が破損して撤去されている箇所などにつきましては、学校予算の状況を見て、業者に修繕してもらうよう検討をお願いしております。

とりわけ、議員が御指摘をいただいております平群北小学校の男子トイレの悪臭原因については、小便器にこびりついていた尿石によるものと考えられ、その点については学校側のほうで薬剤を使って、全て徹底的に除去してもらった結果、以前と比べて格段に悪臭が改善されて、学校としてもその現状を維持していくために、新学期になってから、先生方がトイレ掃除の仕方マニュアル等も作成し、子どもたちに指導し、見回り点検するなどの教育を実践しており、環境維持に努めてくれております。

次に、続いて2点目のトイレの洋式化についての整備計画をとの御質問でございますが、まず、災害避難場所となります体育館のトイレに限って見ますと、平群小学校の改修工事が終了しますと、ほぼ100%に近い洋式化への整備ができたこととなります。施設整備の年次計画につきましては必要と考え、財政担当課とも一定協議をしていますが、整備手法も踏まえ学校やPTAの意見を参考に、また有利な補助金を活用し、財源を確保した上で、その中で財政協議をし、より現実的でしかも実効的な、実効性のある方法で、計画的に学校トイレの環境整備を整えてまいりたいというふうに努力してまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

私も、7月の冒頭でしたか、北小に行かせていただきました。大変な悪臭で、その日は一日、その悪臭が鼻についてたまらない状況でありました。生徒たちは大変我慢しながら、そこの悪臭の場所に行ったら、そこになれてしまうという現象もあると思うんですが、大変な環境でありましたけれども、9月に入りましてもう一度視察させていただきましたら、その悪臭が完全に取れておりました。今、詳しい3校の全てのトイレを合同点検していただいたということで、現状把握等、環境改善に向けた対策を夏休みに、先生方初め教育委員会の

職員の皆さんが取り組んでいただいたことを、改めて本当に感謝申し上げたいと思います。たくさん、いろんな改善するところがあったようです。私も1点、一番においのきついところが、換気扇が潰れておりまして、校長先生に潰れてますねと改めてそこで確認をしていただき、本当に財源の厳しい中ですがマンパワーで改善をしていただいて、先日、保護者の方からも、においどうでしたかと言うたら、全然悪臭を感じなかったということで、大変感謝されておりました。ここで改めて、本当に感謝申し上げたいと思います。

それに加えまして大変うれしいことに、先生方が子どもたちの教育として、トイレ掃除の仕方マニュアルをつくってくださったということで、私も見せていただきに行ったとき、男子トイレで男子生徒が3名、本当に丁寧に昼休み掃除をされておりましたけれども、こういうことも通して子どもたちに教育していただいたということは、これからの子どもたちの生活にも大変役立つことであると思います。今後も、この環境を維持していただくようお願いしておきたいと思います。

2点目のトイレの洋式化、大変おくれております。早期に整備計画をといることですが、今、御答弁でも避難所となる体育館につきましては、平群小学校耐震化がほぼ、もうすぐ完了するんですよね。それによって、ほぼ100%洋式化が体育館は整備がされるということでもあります。何度も言いますが、やはり自宅はほとんど洋式であるために、学校の和式のトイレとの、子どもたちにとったらギャップが大変大きいと思います。やはり、我慢して学校から帰ってきて、即トイレに駆け込むという生徒の皆さんも多いということを聞いておりますので、やはり健康に悪影響を及ぼすという現象も確かであります。

御答弁で、施設整備の年次計画について必要と考え、財源を確保して協議し、実効性のある方法で計画的に学校環境を整備していくという御答弁、前向きな御答弁をいただいておりますので、しっかりと補助金を探していただきまして、早期施設の整備年次計画を立てていただくことをお願いしまして、この質問については終わらせていただきます。

○議長

続きまして3点目、総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、3点目のICTを活用したテレワークの導入ということで、議員御質問いただきましたので、御答弁させていただきます。

仕事との育児・介護の両立ができることは、男女共同参画社会の推進の手段の一つであり、また多様な働き方ができる改革が求められていることは認識しております。また、本町においても平成27年3月から、第3期事業主行動計

画子育て共同プランを策定し、今現在、実施をしているところでございます。

議員御質問の、町職員のテレワーク等を利用した在宅勤務を可能にするための課題は、多くあるというふうに思っております。一つは、ICT情報通信の技術の環境整備でありますとか、就業規則及び関連する庁内の勤務規則、あるいは人事評価の目標管理における制度の問題、日常的な仕事の進め方でありませうとか、特に役場の業務は住民と直結しておりますので、どういう職員を対象にするかというのも一つの課題でありますし、コミュニケーションの減少にもつながらないかと、いろんな課題があるわけでございますが、資質の低下などもクリアしなきゃならない課題はたくさんございますが、しかしメリットもあるわけでございますので、今後に向けて検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしく願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

窪議員の御質問3点目でございます。

ITCを活用したテレワークの導入ということで、ただいま、人事面のほうで担当課長のほうから御説明申し上げましたが、私のほうから全般的なと申しますか、セキュリティー面での課題等につきまして御答弁申し上げます。

テレワークの導入につきましては、テレワークを行う職員が、自宅において各自のパソコンやタブレットなどにより、庁内のネットワークと接続をいたします。携帯電話や電子メールで常時、上司や同僚と連絡がとれるような環境のもとで、自宅において業務を行うこととなります。職場外で業務を行う際には、職場以上に情報セキュリティーの配慮というのが必要になるということでございます。

今現在でございますが、昨今、件数が増大化し、かつ手口が巧妙化しております情報セキュリティーに対する脅威に対して、防御システムの導入や情報セキュリティーポリシーの見直し、また職員の情報セキュリティーリテラシーの向上をさせるなど対策を講じていくというのが、まず必要になってまいるといふふうに考えております。現在、年金機構の個人情報の漏えいや、また番号制度の導入に向けまして、現時点では予断ができないような新たな問題の発生も懸念されることや、8月7日付で総務省の通達にございます各自治体でのインターネット環境の見直しにも取り組んでいるところでございます。

そのようなことから、テレワークを導入するに当たりましては、人事サイドにおける適用業務、勤務管理、服務規程など、また新たなルールづくりの構築という部分と、情報管理サイドにおける新たなシステムの構築、セキュリティー

一の確保という2つの側面からさまざまな課題を整理しながら、あわせて国や県の動向、近隣の自治体の取り組み状況を参考に研究をしてみたいというふうに考えております。

続いて2点目でございますが、本町における地域版アウトソーシングによる地域の活性化というところでございます。

議員御質問でお述べいただきました、高知県の取り組みということで御紹介を賜ったところでございます。高知県の取り組みといたしましては、テレワークの手法で県庁から離れた地域で、県庁の仕事の受注・発注ができるようになり、会社に通勤困難な方などの事情を抱えている方の就業に結びついているということになっておるところでございます。このことによりまして、新たな官民の協働も生まれ、コストの削減だけではなしに地域の活性化につながっておるといふふうに聞いておるところでございます。

ただ、問題点と申しますか課題といたしまして、そういうふうな特定の団体の方へのアウトソーシングの導入につきましては、新たなルールづくりであるとか、また高知県のほうでもいろいろと時間をかけて御協議を賜ったというふうにお聞きしますが、県内優先発注、いわゆるその地域の優先発注の方針であったりとか、アウトソーシングの入札や契約の基本方針など、そういった事務的な環境づくりに一定の準備を要したというふうに聞いておるところでございます。

このようなことから、平群町におきましても業務全体の分析と整理を行った上で、どのような業務においてテレワークを活用したアウトソーシングが可能になるのか、導入手法であるとかやり方等につきまして、行政サイドとしてこの部分につきましても調査研究を行ってみたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

このテレワーク、これからますますこの言葉が我が国の人口減少に対応するために、あちらこちらで出てくると思います。地方創生を進めるために、総務省もことし7月、テレワークウイークというものを実施され、総務省の官庁の職員の皆さんも実施をされ検証される中、今後さらにテレワークの推進を図るといふ結論に至ったそうであります。

テレワークは女性や高齢者、障がい者の就業機会の拡大や生産性の向上、通勤時間の短縮が図られるなどして、国が導入を進めており、各自治体でたくさん実証実験がなされ始めております。県内では、過日の奈良新聞にも掲載されておりましたが、天理市が国の地方創生関連の交付金を活用して、テレワークを推進されるという新聞記事も掲載されておりました。

今、課長のほうからセキュリティー面のお話もありましたが、次の質問でも同じことが言えるんですけれども、自治体の業務は大変幅広いのはよくわかっております。でも、このテレワークは業務全てが有効かと、全ての業務においてテレワークが有効とは言えないと私も思っております。また、テレワークを行うにはその業務に合った環境を準備することも必要であって、その上で最適な対象業務を選定して、最適な環境整備、これがあって初めてテレワークというものが導入されますので、大変時間はかかるものであります。しかし、今、地方創生会議、岩崎町長を中心に行われておりますが、もうそこでもこのテレワークにつきましては、提案はされております。いつごろまでに、このテレワーク、今後、今スタートしたところですから、すぐできないことはわかっておりますが、しっかり調査研究していただきたいと思っております。また、いつごろまでに調査研究をして、導入をお考えなのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

そして、地域版アウトソーシングですね、これは先ほどから言っておりますように、簡単なセキュリティーに余り関係のない、データの入力やテープ起こし、先日も議会事務局に確認しまして、今、議会事務局の職員、9月議会いろんな会議のテープ起こしを、本当に遅くまで3人で頑張っていたいております。平成26年度は大和速記情報センター、大阪市ですね、これで決算83万8,248円の経費がかかったそうであります。平成27年度の予算は京都市で約111万円が、入札でされているとお聞きしております。こういうテープ起こしとかそういうものは、会議が終わったものでありますので、そういうものを、すぐ個人的に発注はできません、先ほどから言っておりますようにグループを立ち上げていただいて環境整備を整えて、できる限り平群町のいろんな方々に、雇用の創出の観点からもやっていただく地方版アウトソーシングというのは、小さな町は町なりに大変必要になってくるのではないかと思います。大きな自治体では大変1,000万円近い、高知県でも1,000万円以上のアウトソーシングをされてるということもお聞きしておりますが、小さい町は町なりに取り組むことができるのではないかと思います。これについても調査研究をされますということで、私は大変前向きにこの調査研究に取り組んでくださるということをご期待したいと思っておりますが、この点につきまして2つ、再質

問させていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

この導入ということの再質問でございますが、本町では今現在、特定事業主行動計画子育て共同プランの中で、出産・育児に係る制度の周知、あるいは職員の子育てに関する意識調査、あるいは安心して出産・育児ができる職場、また職場復帰ができるための取り組みでありますとか、そういったところで今現在、研修も含めて育児休暇の取得のしやすい職場環境でありますとか、そういったところで今現在、推進しているところであります。

特に、総務省が行う特定事業主行動計画の中にも、テレワークの活用ということで、男性職員が育児休業の取得率を13%以上を目標とする中で、このようなテレワークの活用も目標に挙げて、総務省のいわゆる特定事業主行動計画の概要ということになりますけれども、本町にいたしましても、こういったテレワークという新しい働き方、またはそういった勤務の仕方というのがこれからふえていくだろうというふうに思うわけでございますが、本町の場合なかなかそういった職種の問題でありますとか、いろんなことの課題もたくさんあるわけでございますので、いつからということではなしに、これからそういう課題も含めて研究してまいりたいというように考えております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えさせていただきます。2点目の地域版アウトソーシングの考え方でございます。

先ほど、御質問の中で述べられましたように、今、どこの自治体も、まち・ひと・しごと総合戦略というのを策定されておられるというふうに思っております。その中でお述べになられましたように、いわゆる働きやすい環境づくりというのは今後、地方創生を行っていく意味で実行していく意味で、やはり大事な一つのキーワードになるのかなという認識は、まず持つておるところでございます。その中で、在宅勤務を可能にするテレワークの導入ということで、地方創生を行っていく上で、一つの大きな取り組みの柱になるのではないかと、いうふうには、まず認識しておるところでございます。

ただ、平群町という一つの小さな自治体を捉まえての部分でございますが、町内にどれだけそういうふうな、いわゆる働いていただける方の需要があるのかということであったり、また平群町という事業所、そういうふうに外にアウ

トソーシングできる業務がどれだけあるのかということも含めて、一定、調査をせねばならないというふうには、まず今時点では思っておるところでございます。そういった意味で、今後そういうふうな需要と供給、ニーズとバランスではないですけども、そういった地域の需要なんかも見きわめながら、また行政内の発注できる供給量なんかも見きわめながら、その辺については研究していきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

先ほど少し1点、言い忘れましたが、奈良県も数年前よりこのテレワーク普及促進事業を実施されております。奈良県の場合は、普及啓発を実施すると同時に、テレワーク導入を検討する企業を支援して労働力の確保、仕事と育児・介護との両立などを促進し、就業率向上を目指している。奈良県、このような事業を数年前からされております。すぐにはいかないのは、大変メリットも多いですけども、課題もたくさんあることは存じ上げております。しかし、テレワークは国が人口減少、少子高齢社会の対策の一つとして推進しているものであり、多様な働き方が改革でき、雇用創出や地域活性化の促進のために、しっかりと役に立つものであると私は確信しておりますので、今後、しっかりと研究をしていただいて、導入に向けて取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

○議長

続きまして4点目、住民生活課参事。

○住民生活課参事

4項目めの証明書コンビニ交付サービスの導入についてお答えします。

平成27年3月に、コンビニ交付参加予定調査が国の附属機関からあり、当町も参加する予定の回答をしております。

以前、御質問いただいた時点と比較しますと、経費もマイナンバー導入により軽減される見込みであります。しかし、当町の財政状況は今後も厳しい見込みであり、現状での単独導入となると負担は多大になると考えられます。今後、県内のコンビニ導入予定市町村と協議し、共同開発並びに奈良モデル等の補助金を視野に入れて検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

まず、ことしの3月にコンビニ交付参加予定調査で、平群町も参加すると手を挙げていただいたことは、まずもって評価をしたいと思います。以前から述べていたときと、経費の面で大分軽減されたというのは事実だと。しかし、単独では負担が大きいということだけけれども、導入を検討したいという、前向きな御答弁だと私は受けとめさせていただきます。

マイナンバーが導入されます、10月末ぐらいからですかね、番号の通知が出されて、来年からそのカードを申請していただいて、各個人の個人番号カードが私たちも受け取ることができるんですが、これで証明書のコンビニ交付サービスが導入できる大変大きな、これはチャンスであると思います。住民の皆さんにとって、いつでもどこでもこの証明書がコンビニに行ったら発行できるわけですね。交付手数料も安くなります。市町村によって異なりますけれども、生駒市、昨日確認させていただきました。生駒市も窓口手数料が大変安くなって、住民票の写しやら印鑑登録証明、戸籍の附票の写し、所得課税の証明が、生駒の市役所の窓口に行けば1通300円のところ、コンビニで発行してもらえば150円。また、戸籍証明は窓口では450円のところ、コンビニでは250円ということで、私はこの経費かかると思います。でも、以前よりも安くなったということで、そこでやはり住民にとって大変サービスの面から大きなメリットがあるとともに、そのことによって住民の皆さんが住民票を住民生活課へとりに来ていただく件数が減って、その分、役場での発行が減少するということですので、人件費の抑制にもつながると私は思っております。ですから、費用対効果は完全に高いものだと思っております。

導入をしたいと前向きな御答弁をいただいたと思いますが、導入をする、検討したいということですが、そのために今後、どのような面で努力されるのか。また、導入時期は大体いつごろをめどに考えられているのかをお尋ねしたいと思います。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

窪議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたが、導入予定市町村、そして共同開発市町村とも、今後相手先も含めまして協議させていただきます。そして各種の補助金、そしてそういった負担が幾らかかるかとか、幾ら減額できるかとかそういう部分を今後、調査研究いたしまして、この時期が整いましたら、導入

のほうに踏み切っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ほとんど平群町、奈良モデルといいまして、各自治体と取り組める自治体と共同開発していただいて、大変平群町の財源を有効に活用していただいております。このような自治体、今、生駒だけだと思います。生駒は全国でも先進的に導入をされましたが、近隣でもたくさんこういう自治体は、マイナンバー制度導入と同時にふえてくると思いますので、しっかりと横の連携をとっていただいて、平群町の持ち出しが少なく済むように、今後、調査研究していただいて早期導入を要望しておきたいと思います。住民サービスの観点から絶対に必要なものでありますので、早期導入をお願いをいたしまして次の質問に移らせていただきます。

○議長

続きまして5点目、住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の5項目めを、空き地に雑草が繁茂した雑草、立ち木等への環境改善についてお答えいたします。

まず、1点目のここ数年文書などによる必要な措置をした件数と、町に委託された現状についてであります。草刈り条例に基づく通知は年2回、春と秋に現地確認をする中で通知しております。平成24年度は、1回目で確認件数153件、通知件数80件、委託されたのが39件。2回目では確認件数153件、通知件数75件、委託件数36件であります。平成25年度は、1回目で確認件数144件、通知件数81件、委託37件。2回目では確認件数144件、通知件数71件、委託37件でございます。平成26年度は、1回目では確認件数144件、通知件数91件、委託36件。2回目では確認件数144件、通知件数70件、委託36件でございます。

次に、2点目の近隣に迷惑をかけ、環境を損なう繁茂した立ち木等については、個人で管理するように文書で啓発すべきではないでしょうかということについてでございます。議員もお述べのように、環境を損なう場合もございます。今後、空き地の立ち木等につきましても、どのような啓発通知ができるのか検討いたしまして啓発し、通知していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

私、立ち木も多くの皆さんから、空き地で草が繁茂して大変困っているというお声をたくさんいただいて、担当課のほうと連携をとらせていただくことも多々ございますが、これ今、確認件数に対して通知件数、ちょっと数値、今、計算まだできてませんが、60%から70%通知をしていただいて、町がシルバーで委託ですね、1平方メートル当たり百何ぼという単価だと思いますが、委託がその半数以下だということで、あとは各人でしていただくか、それともほったらかしかということだと、この今の数値を聞かせていただいて思うんですけれども、通知を出されて努力していただいているおかげで、一定の改善がなされているんですけれども、それでも全く改善がなされずに、地域の皆さんが困っている相談も多々あると思うんですが、その点、担当課はどのように把握されておられますか、お尋ねしたいと思います。

それから2点目でありますが、空き地の立ち木について、どのような啓発通知ができるか、文書等検討して啓発の通知をしたいという御答弁をいただきました。大変前向きな御答弁だと私は思っております。

空き地に繁茂した雑草については、町のこの草刈り条例、簡単に今、草刈り条例ですね、これによって一定の改善がなされますが、同じ空き地に繁茂した立ち木への改善が、役場のほうからも言えないという、そういう状況です。また、住民にとってはその空き地の立ち木が横のおうちにだ一っと繁茂して、本当に鬱蒼としているようなおうちもあります。所有者がわかればお願いをできますけれども、所有者がわからないために連携もとれない。地域の皆さん、本当に困られてるケースがありますので、この立ち木について草刈り条例の文書の通知をされるときに、個人で管理できる啓発をしていただくという御答弁だと思いますので、しっかりこれにつきましては、早急をお願いしておきたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

御回答の前に、うちのほうで委託しておりますのはシルバーではなく業者で、入札して業者のほうに委託しております。

それから、一定の苦情の内容ということなんですけども、これは非常に多岐にわたりまして、いろんな苦情というのがございます。ただ、うちのほうもなかなか、最終的には民民の話というのが出てきますんで非常に立ち位置が難し

く、なるべくそういう近所のいさかいがいいような形でおさめていきたいというところでやっております。

そんな中で、通知ということなんですけども、この辺につきましては当然、立ち木ということになりましたら財産権、余りいきますと財産権の侵害とかいうようなこともございますので、当然、法制面の確認もする中で、一番いいような形の文書をつくらせていただいて、確におっしゃるようないろいろな苦情というのを聞いておりますので、少しでも環境改善の役に立てればというふうに思いますので、この辺につきましては、早期に実施していきたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

本当に担当課、たくさん自治会からの要望等を受けられていることも、私も存じ上げております。その現場に行かれて写真を撮られて、それを送付して相手のお答えを待っているという現状、本当に大変な状況であると思います。今回、空き家等の適正管理に関する条例の制定とあわせて、空き地の繁茂した雑草、また立ち木等への啓発通知で環境改善がなされることを要望いたしました。私の一般質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

午後2時40分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時24分)

再 開 (午後 2時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号6番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○6番

それでは、質問通告3点につきまして質問させていただきます。

その前に、さきの風水害で多くの方々が大変な被害を受けられました。心からお見舞い申し上げたいと思います。

それでは私の1点目、障がい者の居場所づくりについてであります。

現在、町内の小中学校の特別支援学級に在籍している児童数は、小学校で47名、中学校で13名。また、西和養護学校の小学部で4名、中学部で3名、また高等部で4名、そして高等養護で2名の方が通学をされています。

先日も、障がい児を持つ保護者の方々からお話を聞く機会があり、保護者の方々から、学校を卒業した後、地域で子どもたちが生き生きと生活できる、また仕事ができる居場所づくりを求める声が多く聞かれています。2014年の12月議会にも、障がい児を持つ親御さんたちから陳情が議会のほうにも出されています。

そこで、町内で唯一障がい者支援で頑張ってこられたNPO法人大空の家ですが、現在、入所者が満員状態で入所を待っておられるという方もいるというふうにお聞きしています。そういう意味では、新たな人の受け入れができない状況にあるということから、保護者の方々からは、将来子どもたちが通える施設があるのかと、不安の声が聞かれているところでございます。

学校を卒業した後の障がい者の居場所づくりを、現在学校統合によって旧西小学校や、あるいは保育園の統合によっての南保育園の跡地利用ともあわせて考えていくべきではないかと思われそうですが、どのようにお考えでしょうか。

2点目は、高校入学支度金制度の復活をとということで質問させていただきます。

現在、高校への進学率は90%以上であり、義務教育と同じだと考えられています。その中であって、高校入学時に必要な制服代、あるいは教科書代などで、公立高校でも15万円から20万円弱必要だと言われています。平群町では、岩崎町長のもとで平成20年度より新財政健全化計画のもと、平群独自の福祉施策は全てと断言していいほど廃止されました。昨年からの消費税の増税や、社会保障の削減などで国民の暮らしは年々、ますます厳しい状況になってきています。最後のセーフティーネットである生活保護の分野でも、引き下げを行われてきました。

子どもたちの貧困率というのが、これは2014年7月の調べですが、日本では16.3%と、過去最悪となっています。先進国の中で、日本のみ子どもの貧困率が上昇し続けていて、国連の子どもの権利委員会からは、勧告を受けていると、こういう状態です。

現在、要保護世帯、生活保護世帯に対しては、入学準備金として6万3,200円以内が支給され、またそれ以外に、入学金として5,650円、また受

験料として2,200円もその対象として支給されています。この要保護世帯に準ずるとされる準要保護世帯に対して、子どもたちが安心して高校生活をスタートできるように、要保護世帯の半額でも入学準備金の制度を復活させるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後3点目は、胃がんリスク検診の導入をということです。

これも何度か取り上げてまいりました。現在日本人の死亡原因の第1位はがんです。医療技術の進歩や、あるいは早期発見できるがんがふえたことで、死亡率は減少してきていますが、胃がんの罹患数、胃がん発生数は依然として、がんの中で第1位となっています。しかしながら、胃がんは早期発見、早期治療で救命ができ、QOLを良好に保つことができる時代にもなってきました。

そこで、将来、胃がんになるリスクをどれだけ取り除くのかの予防型検診が求められています。そこで、近年費用負担が少なく、費用対効果も高い、また簡便な検査であることから、胃がんリスク検診、ABC検診が自治体やあるいは企業検診の中で取り入れられ、広がっています。近畿でも、大阪、兵庫、京都、滋賀などで15市1区1町で行われています。また、この平成27年4月からは、県内で初めて奈良市もこのリスク検診、胃がんリスク検診をスタートさせました。対象は40歳、45歳、50歳と節目的なところの人たちを中心に、この検診がスタートしています。肝がんに関連する肝炎ウイルス同様、ピロリ菌の感染によって起こる胃がんは、感染症対策として取り組むべきで、その意味でも除菌治療が極めて大事だと、これは国自身も認めているところでございます。

その意味からも、胃がんリスク検診、ABC検診を平群町でも早急に導入すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、3点について明確な御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

1点目の障がい者の居場所づくりの拡充についてということで、基本的なスタンスについてお答えさせていただきます。

学齢期を過ぎ、社会参加をする時期を迎える障がいを有する子どもたちが、今後、増加していくことが予測される中、サービスが途切れないように居場所づくりを確保する必要性については認識しております。さらに、居場所は多様な選択肢が準備されることが望ましく、いろいろな障がい福祉サービスの充実を図っていく必要についても認識しているところであります。しかしながら、これらの需要に対し提供側の障がい福祉サービスの事業所は、充足していると

は言えない現状でございます。

これらを踏まえ、障がい福祉サービス提供の充実化を図るための一つの手段として、未活用の公共施設の活用も含め、障がい福祉サービスの事業者が新規参入、または事業拡大する際には、積極的な支援を行うことが必要というふうには考えているところでございます。

○議 長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

障がい者の居場所づくりの必要性については福祉課より答弁がございましたので、政策推進課からは旧西小の跡地利用の観点からお答え申し上げます。

旧西小学校の跡地利用計画につきましては、地域住民の皆様を対象にした公聴会や説明会を通じて、お聞きした御意見や要望を踏まえながら、去る6月5日の全員協議会において、町の基本的な考え方をお示したところでございます。基本的な考え方は、行政財産としての機能を一部残しながら、余裕部分について行政財産の貸し付けを行うもので、2つのプランをお示しして説明させていただきました。

具体的にNPO法人大空の家とは、平成27年5月に理事長や副所長においていただき、意向確認をさせていただきました。平成27年3月時点で、利用者が27人おられ、さらに入所希望者もおられることから、大空の家としては生活介護に係る事業、これは種々の事業や買い物、調理、菓子づくり等の体験や音楽療法を実施し介護生活指導を行い、障がい者が地域で安心した生活ができるように支援するもの、そういうものを拡充したいとのことであり、その要望も踏まえて取り入れた内容であります。

現在のプランは確定したものではありませんが、今後、策定する予定である平群町の公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設総合管理計画といいますが、これとも関連・整合性を持たせながら検討するものであり、町内全体の公共施設の最適配置を考える中で、その利活用も加わってくるものと考えております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

今、福祉課のほうから、今後、障がい者がふえてくる、居場所づくりが必要だという認識は十分持っておられるということでしたし、当然、その中で平群町で子どもたちが成長していけるのを、どれだけ支援していけるのかというの

は必要だと思っています。親御さんたちにとっても、地域で町内で子どもたちが将来、そういう意味ではサービスを受ける、あるいは就労していくという環境を非常に要望されてるということも、私自身もお聞きしています。そういう意味では、行政側の必要性は十分おわかりいただいているということではあれなんですけれども、政策推進課のほうからのお答えとして、確かに6月のときに全員協議会の中で、一定、西小の利活用の部分について示されたということは、私も当然参加しておりましたからなんですけれども、そういう中で、ちょっと先日のお話し合いの中では大空の家さんが、その後要望はしてるんやけどその後のどういうふうにしていくのかということも含めて、ちょっと行政側のほうからお返事がまだもらえてないみたいなことを、ちょっとお聞きしていたので、そういう意味では非常に今、大空の家さんのほうもできるだけ早くそういう事業といいますか、要望もたくさんありますので受け入れをしたいということで、利活用できる施設を拡充してほしいという声があるわけです。

そこで、具体的にいつごろをめどに、今、具体的には西小学校がそのプランとしても、Aプラン、Bプランという形で示されてるんですが、いつごろをめどに実際そういう施設を使える状況にしていこうというふうにお考えになるのか、この点だけは聞いておきたいと思います。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

ただいまの質問にお答えいたします。

西小学校の利活用に当たりまして、大空の家様からの御要望については、直接私のほうも聞いておるところでございます。

今現在、西小学校の利活用について、どのような形で進展してるかということをお先に申し上げますと、さきの答弁でも申し上げましたとおり、今、平群町のほうでは、公共施設総合管理計画というものを策定する予定でございます。この公共施設総合管理計画とは何ぞやということでございますけれども、日本全体において公共施設の老朽化対策が大きな問題となっている中で、平群町においても過去に建設されました公共施設等は大量に更新時期を迎える一方で、依然として平群町財政も厳しい状況にございます。また、人口減少、少子高齢化によって、今後の平群町の公共施設の利用需要も変化していくことも予想されるところでございます。このような背景がございまして、総務省のほうから各地方公共団体が公共施設の全体像を把握して、長期的な視点に立って公共施設の総合的かつ計画的な管理、いわゆる更新・統廃合・長寿命を行うための計画である、公共施設総合管理計画をつくるようにということで、これは平成26

年4月に要請されたところでございます。

加えて、平成27年4月、ことしですけれども、総務省より公共施設の老朽化対策に係る地方財政措置が示されまして、公共施設全体の最適配置を実現するため、公共施設の集約・複合化や転用を進めることが重要であって、地方公共団体におけるこれらの取り組みを後押しするために、新たな地方債措置が創設されました。こういった国からの要請や、地方財政措置の創設も踏まえまして、西小の利活用にあっては、町全体の公共施設の最適配置の観点からも現在検討しているところでございます。

こういったことから、今、議会にお示ししているプランは、地域住民の方とも議会とも合意できたものではございませんが、平成27年度中には実施設計に向けて取りかかりたいと、そのように考えております。

○議長

植田君。

○6番

公共施設総合管理計画を今年度中につくって、実施計画をつくっていきたいということですので、それはできるだけ早くというか、きちっとしたものを事業者、それから利用者、それから地域の方々との話し合いも十分されて、本当に公共施設が地域の住民の方、あるいはそういう施設を使われる利用者の方々にとって、本当に使いやすいものであるというものをつくっていくために、十分な検討をしていただきたい。その都度やはり、議会のほうにもきちっとお示しをいただきたいなど。

これは西小だけではなくて、旧の南保育園、あるいはそれ以外にも、今現在、平群町がどういう施設をこの対象として考えておられるのかというのは、ちょっとお示しをいただけるのならお示しいただきたいんですが、それ以外にも中央公民館なんかは住民の方々から、やはり早期な改修なり建てかえを求められてる大きな施設です。町長自身も、文化センターだとか図書館だとかというふうなことも、新規に建てたいというような意向は示されているんですけども、そういうことも含めてその計画の中に盛り込まれていくという、そういう理解でよろしいですか。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

ただいま、議員のほうから公共施設等総合管理計画の中にこういった施設が入ってくるのかというような御質問であったかと思えます。

先ほど、私のほうから申し上げました、この公共施設等総合管理計画につい

ては、公共施設、これは本町が保有する建築物、行政財産、普通財産も含めて、それ以外に道路橋梁、雨水管、下水管等インフラ全てが含まれるものでございます。

それと、町内のほうに、旧耐震の施設、役場の本庁舎や中央公民館等々含めて、新耐震の非常に古い施設が多数ございます。それで、公共施設総合管理計画を立てるに当たっては、そういった更新時期を迎えた建物の、いわゆる長寿命化、最長65年までになりますけども、そういった施設をできるだけ長寿命化して地方の財政負担を減らす、そして更新時期が来たときに、そのまま全てを同じように建てかえるのではなく機能を集約して統廃合すると、そういうものが公共施設総合管理計画の基本的な考え方でございますので、今後策定する計画の中でその辺の詳細なところは記載していきたいと考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

雨水や、いろいろインフラの部分を入れたら、平成27年度中にそういうような設計が実際、実施設計ができるんですか。今、聞いてたら、余りにも、何か対象が広過ぎて本当にこの平成27年度中に、そういうことができるのか。具体的に平成27年度は何をするのか、どういう中身をするのかというのは対象物ですよ、対象の施設も含めてもう少し、何か話が大きくなり過ぎて本当にこれ、平成27年度でできるのかなと、私自身は今ちょっと感じてしまったんですが、その点についてどうでしょうか。

○議長

平成27年度中に実施計画というのは、西小学校の跡地利用ということですね。政策推進課参事。

○政策推進課参事

ちょっと、私、説明しました年度の件について、説明不足もあったので、もう一度申し上げます。

先ほど、西小学校の利活用計画については、平成27年度中に実施計画に取りかかれるように努力したいというふうにお答え申し上げました。それで、公共施設総合管理計画については、平成26年に総務省から要請があって、平成28年度までに策定するように要請されてると、そういうことでございます。

○議長

植田君。

○6番

わかりました。

西小の利活用については平成27年度中、それ以外の全体的なものについては平成28年度中にとということです、それは理解いたしました。

ぜひ、そういう意味では、本当にその施設が地域の人たち、あるいは利用する障がい者の人たちにとっても、十分喜んでいただけるというか利用価値のあるものになるように、進めていただきたい。できるだけ早く進めていただきたいというふうに思います。この件については、以上で結構です。

○議長

続きまして、2点目の質問に移ります。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2項目めの高校入学支度金制度の復活をに関しての御質問にお答えさせていただきます。

平群町で実施しておりました高校入学支度給付金の支給事業につきましては、入学時に公立高等学校で5万円、私立高等学校で20万円を個人に給付するという制度でございました。しかし、先ほどもありましたように、平成20年度から新財政健全化計画により、個人給付的なものは、十分それは当然、中身を精査の上ですけれども、廃止という方針のもと廃止した経緯がございます。

議員御提案の就学援助制度の中で、準要保護世帯に対し、入学支度金の給付をしてはという御提案であります、そもそもこの制度は学校教育法第19条で、小学校中学校の義務教育を円滑に実施するための制度でありますので、高校生活での制服や教科書などに必要の入学準備品については、援助対象には当てはまらないと考えています。

なお、平群町では奨学資金貸付事業として、高校生で月額1万円、大学生で月額1万5,000円を無利子で貸与するという貸付事業を実施しております。この奨学資金貸付事業につきましては、生駒郡内では平群町のみが実施しており、また県内15町のうち3町のみが実施しているのが現状でございます。ただ、残念ながら、ここ数年貸し付けの申請実績はございません。したがって、まずは多くの方にこの制度の活用をお願いしたいというふうに思います。

加えて、社会福祉協議会で行っております生活福祉資金の利用や、県の高等学校奨学給付金や就学支援金の制度もありますので、これらを積極的に活用していただくことも有効ではないかなというふうに考えます。したがって、町教育委員会としましては、まだまだ厳しい財政状況が予測される中、町単費での高校入学支度金制度の復活は大変厳しいものと考えております。

○議長

植田君。

○ 6 番

端的に言えば、平群町では今のところは考えていないという御答弁だったと思うんですが、それは小学校や中学校の義務教育ではないということだったんですが、最初に言いましたように高校への進学率が90%を超えるという今の現在の状況の中で、ほぼもう高校もいわば義務教育的なところにまで来てるというのが私は現状だと思うんです。この間、高校入学に係る費用も、私たちのところから比べれば、相当やっぱり上がってきてますし、その一方で若い世帯の所得が下がっていく状況があったりとか、あるいは特に準要保護の世帯などでは所得が少ないと、そういう中でやっぱり高校の入学金、一時的に要る金額が10万円を超えるというのは相当な負担だと思うんですね。

お隣の三郷町では、平成28年度から入学準備金、入学支度金の支給制度をスタートさせるというふうにお聞きしています。その金額としては、今、生活保護世帯には最初にも申しましたように、入学準備金として6万3,200円以内、支給されるという状況があります。そういう意味では、その半額に当たる公立で3万円、私学で5万円という形で準要保護世帯を対象にスタートされると。ちなみに平成28年度では、三郷町では23人がその対象だというふうに聞いています。

私も平群町でどれぐらいの人たちが、もし平群町でやるとしたら対象になるのかというふうに試算してみましたら、平成26年度で中学3年生の子どもたちのうち、準要保護世帯の対象者は11名で、平成27年度では、これはちょっと多いんですが21名です。そういう意味では、個人給付はしないというふうに新財政健全化計画の中で進めてきたんだということなんですけれども、その後もただ個人給付的なところは復活もしてるわけですね。子どもの医療費もそうでありますし、それ以外にも個人給付というのは全くゼロになったわけではないです。拡充してる部分もあるわけですよ。そういう中で、20名としても公立であるならば60万円ですね。私立も多少あるかもしれませんが、100万円以内ぐらいで、平群町でもこれは実施できるんじゃないかというふうに思っています。

先ほど、県のほうも確かに高校生等奨学給付金というのはございます。これについても、市町村民税所得割非課税のうち、第1子が高校生がいる非課税世帯では、年額3万7,400円というのは支給されるというふうになっていきます。ただ、これは高校生等の奨学給付金制度ですので、それも学校に1年間通う中での必要な分を支給するというものであって、特にこの入学にという特別な時に対応するものではないというふうに私も思いますし、やっぱりそのときに一番、子どもたちにとっては、子どもたちの制服代やかばん代などが、

やっぱり保護者負担として一番大きいわけですから、そこにやはり平群町として制度を復活させてもらって、平群の子どもたちが高校生活を少しでも安心してスタートできるということを、やっぱり子育て世帯を支援するという中で、平群町でも若い世帯を応援していくという意味では、やはり私はそういう温かい町政をぜひ、少しでも前へ進めるために、もとの5万円や20万円に戻せと言っているわけではありません。生活保護の半分、少なくとも3万5,000円ぐらいの対応は平群町でもぜひ復活していただきたいんですが、全くそれを検討するとか考えるというお考えはないでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今、植田議員のほうから、るるお話がありました。おっしゃってることにつきましては、もったもかなというふうには思います。

今の日本の教育費というのは、先日も第8次提言が出てその資料なんかを見ておりましたが、1人の子どもさんを育てるのに全て私立である場合2,200万円程度、全て国公立であっても770万円程度、これが日本の教育費の現実ということはあると思います。

そんな中、国のほうでも、先ほども少し申し上げましたけども、高校生等の就学給付金並びに就学支援金ということで制度があります。そういう中で、国のほうでもこの制度をさらに充実していこうということで、とりわけ授業料以外の部分にかかわる教育費の負担を軽減するためにの支給事業として就学給付金があるんですけども、それを平成26年度予算では28億円であったのが79億円というふうなことで、大きく増額させたりというふうになってます。これは県事業ですんで、そういう一方では経済的理由で就学ができないということのないような、そういう社会の実現に向けた動きもありますんで、今のところ平群町のほうでは、先ほど申し上げましたように、町単費でのことは考えておりませんけども、いろんなそういう給付制度、また奨学金の制度につきましても、先ほど申し上げました生活福祉資金とか母子寡婦福祉資金とか学生支援機構の奨学金制度とかいろいろございますんで、そういった中で対応していただくというふうにしていただくということで考えております。

○議長

植田君。

○6番

非常に残念ですね。

以前は、平群町は県下でも本当に福祉が進んだ町としてやってきました。そ

れが、岩崎町政になってから、ほとんどと言っていいほど、そういう独自の福祉政策が全部切り捨てられてきた。それでも社会が、まあいうたら親もきちっと正社員で働ける、あるいは母子家庭の所得もそれなりにきちっと保障される、あるいは社会制度として充実してるというんであればまだしも、そうじゃない方向へどんどんしていく中で、やっぱりそこに住む住民の生活や暮らしをどう守っていくのかというのが、私は自治体の役目だと思っています。そういう中で、国や県の制度使ってもうても平群町はできませんというような、非常に町としての、私はそこに住む住民の生命や財産を守る、あるいは暮らしを守るという立場から非常に冷たい答えだなと。これはもう、これ以上何ぼ言ってもあれなんですけれども、やっぱりそういう今の社会状況の中で、それを少しでも支援していこうという町も出てきていると。平群町でもそういう町であってほしいというふうに思います。

またこれは、これからも取り上げていきたいと思っております。この件については、以上で結構です。

○議 長

続きまして3点目、健康保険課長。

○健康保険課長

植田議員御質問の、3点目の胃がんリスク検診の導入に関する御質問にお答えいたします。

平群町では、胃がん検診の受診率を高めるための特定健診や、大腸がん、肺がん、肝炎ウイルス検査、骨密度等のセット検診や休日検診、早朝検診、国保加入者への自己負担の無料化などのサービスを現在実施しております。

議員の御質問にありました、胃がん検診のリスク検診は血液検査によるヘリコバクターピロリ菌抗体の有無を測定し、胃粘膜の萎縮度を測定するためにペプシノゲン検査を行います。その結果、胃がんのなりやすさをAからD群に区分し、区分ごとに応じて定期的に内視鏡等の検査でフォローしていく検査方法でございます。

しかし、ピロリ菌は胃がんの原因となり得る菌ですが、感染した人が全て胃がんになるわけではございません。この検査は、あくまでも感染しているかどうかを調べるだけでありまして、胃がんの診断にはなりません。国の有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインは、このたび2015年4月に改定され、胃内視鏡検査は有効性が認められました。このヘリコバクターピロリ菌抗体検査、ペプシノゲン検査、併用でございますが、死亡率減少効果が不明なことから、いまだ市町村の行う対策型検査として推奨されないということで明記されております。

今後、胃がん検診が現在のエックス線検査に胃内視鏡検査を加えられ、さらにヘリコバクターピロリ菌抗体検査の有効性が国として認められたときのために日々、今後、研究研修を重ね、医療機関の検診医療機関や、検診機関の受診環境の整備、そして制度の管理に努めたいと考えております。今後も、国の動向に注視してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

植田君。

○6 番

非常に、何ていうんですかね、住民の健康を守るという立場では積極的ではないというか、国がそういうことを言わなければ、有効性を言わなければ、今のところはする気がないということなんですけれども、これ非常に今、全国的にこの胃がんリスク検診というのはふえてきてるんです。確かに、おっしゃるようにこれで胃がんは発見できません。発見できない、ゼロではないと思います。早期のエックス線検査で見当たらなかった早期の胃がんを発見することも、実際に実証されたと言われていています。

そういう中で、今、全国的にそういうこの胃がんリスク検診の治験といいですかね、そういう5年とか10年とかいうスパンで見えてきて、それを自治体から報告が上がったりとか、あるいは企業検診の中から報告が上がってきたりとかいう形で、かなりそのデータが集約されてきてるのは事実だと思うんですね。

そういう中で、胃がんリスク検診というのは、どれだけがんになる状況を防ぐのかということにつながるんですね。だから、今の対策型というか、がんをあるかないかを見つけるその前の段階、そういうがんになりにくい状況をつくっていくというのが、今回のこの胃がんリスクなんです。これは、肝炎の検診もそうなんです、肝がんにならないために感染症による部分は、それを防ぐための対策としてのやり方があると思うんですね。そういう意味では、ほかのこういうウイルスとか、そういう細菌によって感染してがんが発症するという状況のものには、それなりの対応の仕方があると思うんです。

そういう意味では、ピロリ菌に感染していなければ胃がんの発症がほとんどないというふうな、そういうふうな検証も出ています。これは、1,600名を10年間観察したという、そういうデータとしてちょっと紹介されてるんですが、そういう意味ではピロリ菌が胃がんを発症する大きな要因であるということが、これは最初るとき申しました。厚労省自身もその除菌が有効だということをも認めてるということからも、私はそこは、ちゃんと認識していただきたいと思います。

ただ、確かにピロリ菌を除菌したからといって、100%胃がんにならないということはありません。最初にピロリ菌が見つかったときの胃の収縮度によって、その後の内視鏡検査を定期的に行うということが、一つ大きな要因だと思います。それは、ステージAの場合はほとんど菌があれはないわけですから、発症率もほとんどゼロに近いというふうに言われてるんですが、B群以上に関しては3年に一遍とか2年に一遍とか、そのリスク検診を行ったときの状況によって、内視鏡検査を定期的にするということで早期発見にもつながりますし、そこでの除菌することによって胃がんの発症率も30%台に抑えられるという、こういう治験も出てるわけなんですね。そういうふうに、私は非常に有効だと思うんです。

自治体にとっても、毎年毎年エックス線検査か間接でもやれば微量ですが、いわば放射線を受けるということもあるわけです。そういう意味では、最初の段階で全く菌がない人は、その対象から外すことができるわけですから、それをやって、あと、必要な方には除菌をしてその経過観察をきちりとしていくと。ここにやっぱり、医師の協力は絶対不可欠だと思います。そこは行政として、きちりこのリスク検診以降の対応を医師会なんかと協力して進めてもらうということ、私は行政としてやるべき立場だというふうに思っています。

そういう意味では、それとあわせて費用の面でも、やっぱりかなりエックス線検査の直接、間接の検査に比べて、自治体の費用負担としても3分の1から8分の1に費用も削減はできますし、除菌によって胃がんの発症が先ほど言いましたが、50%から30%以下に低下すると、こういう治験も出ているわけです。これは、若年層の方のほうが、より効果が高いと言われていています。平群町でも、40歳とか45歳とかという年齢の方は検診自体を、会社で受けている場合はあると思うんですけれども、やっぱり町の検診を見てもみると、受診率は非常に低い。65歳以上が、検診率としては高いという状況もあります。そういう意味では若年層、若い人たち、働き盛りの人たちが簡易なこの検査によって、将来胃がんになるリスクを回避する、そのために行政としてやっぱりこれは私は導入すべきだというふうに思っています。

そういう意味では、自治体の財政的な負担も少ない、そしてがんになってからの対処ではなくて、がんにならない予防ができるということで広がってきてます。今、関西圏より関東のほうが、これをやっているとところはすごく多いんですが、企業でもそういうふうなことが考えられます。

私もちょっと試算をしてみました。平群町で、直近のこの8月で、奈良市と同じように40歳、45歳、50歳というこの働き盛りの年齢の方々に受けてもらって予防してもらおうということでいきますと、平群町ではその対象として

男女合わせて、770名ぐらいの方がいらっしゃいます。当然この中には、企業の検診でこれを取り入れているところはそこで受けられる可能性が高いですんで、それは2割として600人ぐらいの方がその対象です。今現在、平群町のこの胃がんの検診率は7%。非常にがん検診の中でも低いかなというふうに思いますね。平成24年度中に、国は検診率50%を目指せと言いましたが、これはどこの自治体とも、とてもじゃないけどそんな検診率はできないという答えが返ってきたんですが、平群町もここ近年、7%台でずっととまってるようですね、しかしこのABC検診を導入した自治体は、相当この検診率も上がってるという状況があります。平群町でもし、この600人の方々が50%、国の言う50%目標、受けたら300人ですね。今、このリスク検診、大体4,000円前後が単価なんですけど、これも医療機関との交渉で下げてもらっても可能だと思うんですね。4,000円として計算して120万円ですわ。それで、やっぱり将来そういうリスクを回避できることを、平群町として提供できるのであれば、私はすべきだと思うんですね。30%として試算したら、100万円行きません、72万円、ざっとですけどね。それで、将来そういう住民ががんになるリスクを回避できるのであれば、私は導入すべきだと思いますし、町長自身が県下で長寿一の平群町というのを目指しておられるのであれば、当然そういうリスクを回避するための対応を平群町として積極的にとられるべきだと思うんですが、再度、御答弁お願いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

再質問にお答えいたします。

議員のほうから、今るる御提示いただきましてありがとうございます。私たち今、平群町は健康長寿を目指しておりますけども、奈良市さんのほうで今、ことし初めてされた状況を聞かせていただきました。奈良市でも、議員のおっしゃっていただいたように、40歳、45歳、50歳の方を対象に行われています。全ての年代に幅広く検診をやるというやり方から、年代を区切ってより効果の高い検診を行うということが、これから重要であろうというふうに考えております。

この除菌、注意点として今、除菌したから胃がんにならないという誤った考えをお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。それで、胃がんの検診の精密検査登録医療機関というのは、やっぱり数少ないんでございます。奈良県内でもかなり少ないというような状況で、平群町でも2つの医療機関しかございません。奈良市でも登録の検査機関がたくさんある中でちょっとしかないというこ

とで、まず当然検診の入り口から出口まで、制度管理を徹底していかなあかんというのが、まず1点です。当然、行政としては、医師会との協議の場も、これからどんどんふやしていかなあかんとは考えております。

ただ、先ほどから同じような回答で申しわけないんですけども、今現在、平群町では対策型検診ということでさせていただいておりますので、今後また、国の動向とか、同じことの繰り返しで申しわけございませんけども、今後の医学的な研究の発展、また進展に留意して、慎重に検討してまいりたいと思っております。御理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

植田君。

○6 番

何遍言っても仕方がないので、理解はできません。やっぱりやるべきことをやるという、それが効果的であるということも実証されてきているから言っているんであって、それを積極的に取り入れていくことが、これから積極的に住民の健康を守っていくという自治体の姿勢につながっていくと思うんです。町長がおっしゃっていることと、やろうとしていることが違うなというふうに非常に感じています。だけど私はやっぱり、そういう意味では今そうやって、新たな検診方法が見つかり費用負担も少ない、そして住民のリスクも少ないという部分で、平群町が積極的にやっぱりそういうものを取り入れて、住民の健康を守るという立場で行政をするべきだということは申しまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

植田君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

明日、9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時27分)